レギュラシオン学派における「国際レジーム」 概念の生成 (下)

── J. ミストラルの所説に寄せて ──

奥 村 和 久

はじめに:問題の所在

- 1. ミストラルの国際レジーム概念 (「国際レジームと国民的諸軌道」) の再構成
 - 1.1 「諸国民経済と国際経済」の再構成
- 1.2 「国際レギュラシオン諸形態」の再構成
- 1.3 「国際レジームの移行」と「結論:袋小路か,進路変更か?」の再構成 (以上第67巻第2号)
- 2. ミストラルの国際レジーム概念の特徴とそれが切り開いた地平
 - 2.1 レギュラシオン学派の基礎概念の国際領域への移植
 - 2.1.1 「成長 (蓄積) レジーム」と「国際分業地図」
 - 2.1.2 「制度 (構造) 諸形態」「レギュラシオン様式」と「国際レギュラシオン (構造) 諸形態」
 - 2.1.3 「発展様式 [レジーム]」と「国際レジーム」
 - 2.1.4 「危機」概念の国際領域への適用
 - 2.1.5 覇権国の生産・消費規範への各国の適合能力の相違 = 「国民的諸軌道」の分岐
 - 補論 1 ビヨドによるミストラルの国際レジーム概念への言及とその試論的整理
 - 補論 2 国際レジーム視点によるボワイ工基本図の読み替え試論

(以上第67巻第4号,以下本号)

- 2.2 アメリカ国際レジーム学派との交差とミストラルの独自性
 - 2.2.1 アメリカ国際レジーム学派 (=国際政治経済学 IPE) との交差
 - 2.2.2 国際レジーム論 (クラズナー) とミストラル
 - 2.2.3 「狭義」の覇権安定論 (キンドルバーガー/ギルピン) とミストラル
 - 2.2.4 「狭義」の国際レジーム論 (コヘイン) とミストラル
 - 補論3 覇権後の国際レジームの試論的構成図
 - 補論 4 覇権後のアメリカとミストラルの覇権の四条件
 - 補論5 覇権期・覇権後のアメリカの「開放された市場」について
 - ──UNCTAD 一次資料に基づいて ──

まとめに代えて

2.2 アメリカ国際レジーム学派との交差とミストラルの独自性

次に、ミストラルの国際レジーム論が切り開いた第二の地平であるアメリカ国際レジーム学派との関連についての検討に移ろう。

ただしこの領域に関しては、ミストラル言及は断片的なものにとどまっている。そこで本稿は、アメリカ国際レジーム学派の本格的検討を行うのではなく、レギュラシオン学派における ミストラルの国際レジーム論の先駆的役割を、アメリカ国際レジーム学派との対比を通じて浮 き彫りにすることに力点を置いた素描にとどめたい。

そのため、少し長くなるが、まずミストラルが直接、アメリカ国際レジーム学派について言及した注を引用し、それを手がかりとしてミストラルとアメリカ国際レジーム学派の共通関心と両者の分岐点を検討していこう。

「レジーム に関する文献は、ここ数年に急速に発展してきた; International Organization 誌の特別号の出版はそのことを示している(S. D. Krasner, ed. 1982 [Krasner [1983a] として再録])。これらの政治学の諸著作によって追求されている目的は、国際諸関係の以前のモデル (レアリスト 対 マルクス主義)を二つの方向で乗り越えることである:[1]世界的相互依存における経済的諸要因の役割の増大を認識すること; [2] 国際システムの変化能力をよりよく考慮に入れること([]は、筆者挿入。以下、同様)。

それゆえ我々は、本研究との交差を理解するのである;しかし我々はまた、ここで展開される [我々の] アプローチを既存の文献から区別するその特徴にも注目するであろう。

- (1) 国際レジームはまず、国際分業概念への言及によって経済における伝統的な方法で定義されるのであり、諸空間の相互補完性を規定する行為、規範、制度に対してではない (S. D. Krasner, 1982)。
- (2) 次に国際レジームは、[国際] 構造 [レギュラシオン] 諸形態として [国際分業地図に結び付けて] 定義されるのであり、そこにおいては多くの者がこのアプローチを展開しているという意味でのシステムの局所的組み合わせとしてではない (例:エネルギー資源の開発を保障するレジームは変化したのか?) (Keohane, 1984)。
- (3) 国際レジームは、強固に確立された [覇権国の] 成長レジームに必然的に結びつけられている: それはまさに、我々がリーダー国 [覇権国] 経済の役割に関する諸要素を導入するという媒介手段によっているということであり、リーダー国 [覇権国] 経済が覇権的影響力の行使を維持したり、修正するために委ねている費用や便益の計算に対してではないのである (R. Gilpin, 1981)」(Mistral [1986b] p. 254; 208ページ)。

以下,この手短なミストラルのコメントに沿って,アメリカ国際レジーム学派とミストラルの共通点およびミストラルの独自性を見ていこう。ただし,(2)と(3)については,ミストラルが「狭義」の覇権安定論を重視していることに鑑み,検討の順序を逆にした。

2.2.1 アメリカ国際レジーム学派との交差

まず、ミストラルがここで掲げている「広義」」の国際レジーム学派の三人の代表的な論者

¹⁾ ここで「広義」としたのは、後にも述べるように Mistral は、彼の述べるアメリカ「国際レジーム」学派が単に通例言われている「狭義」の国際レジーム学派だけではなく、「狭義」の覇権安定論

の検討の前に、ミストラルとアメリカ国際レジーム学派の共通点についてみてみよう。その共通点は、[1]「世界的相互依存における経済的諸要因の役割の増大の認識」および [2]「国際システムの変化能力」という「二つの方向」に関係している。そしてこの「二つの方向」は、以下の二つの問題領域を含むと思われるので、それぞれの問題領域について検討しよう。

まず「二つの方向」に関する第一の問題領域である。ミストラルによれば、この問題領域は、国家間の対立を強調するレアリストのモデルと生産力の発展によって国境が消滅するとするマルクス主義のモデルの対立を乗り越えることなのである²⁾。つまり、この問題領域は、一方の方向では、政治的側面と経済的側面の二項対立を乗り越え、政治と経済の相互作用を視野に収めることを意味する。この双方を射程に入れるという意味で、ミストラルの国際レジーム概念は、広義のアメリカ国際レジーム学派と問題関心を共有しているのである。また他方の方向においては、このことは同時に、国家対立や国境の消滅にのみ至るのではない、国際システムの変化能力を射程に収めるという意味で、ミストラルと「広義」のアメリカ国際レジーム学派との交差を示しているのである。

「二つの方向」に関する第二の問題領域は、ミストラルによってレギュラシオン学派の国際レジーム論とアメリカ国際レジーム学派の交差が可能になったとみなされているアメリカ国際関係論分野における国際政治経済学 IPE の誕生と関わっている。そのため、ミストラルは言及していないものの、アメリカ国際関係論分野における政治現象と経済現象の統合による国際政治経済学 IPE の生成の歴史について、やや図式的になるとはいえ、簡単に振り返っておきたい。

第二次大戦直後におけるアメリカ国際関係論は、国連の創出に見られるように国家間の対立を協力可能に変えうるというリベラリズムに基づいていたが、直ちに冷戦に直面し、パワー・ポリティクスによる国益中心・安全保障中心のリアリズムが支配的になった。しかしリアリズムは、安全保障を中心に国際関係を捉えていた。そのため国際関係の分析においては、国際政治が上位にあり(ハイポリティクス)、国際経済関係は実務問題を扱う領域として相対的に重要性が低いと見られていた(ローポリティクス)。しかし、1970年代になると、国際通貨面で

をも含むアメリカの国際関係論分野で生まれた国際政治経済学 IPE を示しているからである。以下、本稿で「国際レジーム学派」と述べるときは、「狭義」の覇権安定論と「狭義」の国際レジーム論の双方をも含む「広義」の国際レジーム学派を意味する。そして本稿は、「狭義」の国際レジーム論と「狭義」の覇権安定論を区別するときには、「狭義」のと言う接頭辞を付けることにする。

²⁾ ミストラルがここで念頭に置いているマルクス主義観は、アメリカ国際関係論分野において典型的なマルクス主義理解であると思われる。例えば Gilpin [1987] (p. 65; 67ページ) のマルクス理解は、生産力主義で一面的であるとはいえ、マルクスについて次のような見解を示している。「マルクスは次のように述べ、主張していた。すなわち、市場あるいは資本主義システムは、世界史における革命的な出発点であり、伝統的な文化的・政治的国境は、市場が地球上の生産力の最大限の発展と統合へと容赦なく向かう過程で消滅して行くであろう」。

は固定相場制から変動相場制への移行,通商面では保護主義の台頭,さらに石油危機も重なり,国際関係に占める国際経済の役割が大きくなってきた (国際経済の政治化)。ここに、国際関係論分野に国際政治と国際経済の相互関係を分析対象とする国際政治経済学 IPE が生まれることになる³⁾。

リアリズムもリベラリズムも、このような状況に対応したため、国際政治経済学は、以下の二大潮流を生み出すことになった。すなわち、一方ではゼロサムの世界であるパワーと権力関係 = 国家の論理に重点を置くネオリアリズムと、他方ではプラスサムの世界である富や利益 = 市場の論理に重点を置くネオリベラリズムの二大潮流である。そして、一方では、「狭義」の「覇権安定論」がネオリアリズムの側から提起される。この覇権安定論によれば、国際政治経済システムが安定するのは、一つの圧倒的な支配的強国 = 覇権国が存在する時である。というのも覇権国によってのみ、「開かれた自由な貿易体制」、「安定的な国際通貨制度」、「国際的安全」等の国際公共財であるレジームが提供されるからである。また他方では、「狭義」の「国際レジーム論」がネオリベラリズムによって提起される。この理論によれば、覇権国が衰退しても国家間の「協調と対立」を通じて国際レジームが提供され、国際政治経済システムの安定は維持されるのである。したがって「狭義」の国際レジーム論によれば、例えば第二次大戦後アメリカの覇権の衰退後のように、覇権が衰えても必ずしも国際レジームの崩壊による戦間期のようなアナーキーには至らないのである⁴)。

ミストラルがここで掲げている三人の代表的な論者や前稿で垣間見たキンドルバーガー関して言えば、「狭義」の意味においては、「覇権安定論」にはキンドルバーガー、ギルピン、そしてクラズナーが属し、「国際レジーム論」にはコヘインが属している。

だがアメリカ国際政治経済学の二つの理論的潮流である「覇権」と「協調」は対立する側面 を持つだけではなく、今見た「国際公共財」を軸に共通点も持つ。

「狭義」の覇権安定論者であるギルピンによれば、覇権国は、「諸々の国際レジーム」5)によって保障される「国際公共財」(あるいは国際集合財)を提供する。だが公共財は、その持つ「非競合性」と「非排除性」のゆえに、フリー・ライダーの問題を生じさせる。そして覇権国は、この国際公共財供給の負担によって衰退し、国際公共財の供給が困難になる。そして覇権

³⁾ 国際政治経済学が生まれるにあたってのこの節の説明は、経済学サイドからは坂井 [1998] 第 I・II 章、関下 [2010] 第 1 ・ 2 章の叙述に負っている。また政治学サイドからは山本 [2008] の序章 の整理に負っている。なお、国際政治経済学研究の現状に関する簡潔なサーベイとしては、櫻井 [2011] 参照。

⁴⁾ 主にこの箇所が参照にしたのは、Gilpin [1987] ch. 3、Kebabdian [1994] section 2、Keohane [1983] ch. 8。

⁵⁾ アメリカ国際レジーム学派においては、国際レジームは「諸々の国際レジーム」として複数形で理解され、Mistral においては単数形で概念把握されている。このことが持つ含意に関しては、すぐ後で見る Krasner による国際レジームの定義を扱う箇所で考察する。

国は、この国際公共財である諸々の国際レジームを自らコストを払って提供する「慈悲深い覇権国」から、これらレジームを自己の利益のために利用する「略奪する覇権国」へと変容し、覇権後には国際経済秩序は不安定化するのである(Gilpin [1987] pp. 72 80;72 81ページ)。それに対して、「狭義」の国際レジーム論者であるコヘインによれば、「アメリカの覇権的リーダーシップが現代の[国際公共財である]諸々の国際経済レジームの形成にとって重要な要素であったとしても、覇権の継続は、諸々の国際レジームの維持には必ずしも重要でない」のである(Keohane [1983] p. 85;97ページ)60。つまり、「狭義」の国際レジーム論によれば、覇権後にも国際公共財の主要国間での共同分担による諸々の国際レジームの維持が可能なのである。

いずれにしても、「狭義」の意味における覇権安定論も国際レジーム論も、覇権後の国際経済秩序に関する展望は、公共財の覇権国による私的利用に基づく国際経済秩序の不安定化か、主要諸国による公共財の共同分担による国際経済秩序の維持かという見解の相違はあるものの、先に見たミストラルの言及した「国際システムの変化」(Mistral [1986b] p. 254; 208ページ)を射程に収め、「レアリスト」対「マルクス主義」の一面的な将来展望を乗り越えているのである。

したがって、国際公共財の視点から見れば、「狭義」の覇権安定論と「狭義」の国際レジーム論が二つの理論的潮流であるのか、あるいは同じ一つのモデルの二つの変種なのかは、理解が分かれることになる(Kebabdian [1994] pp. 144 6)。いずれにしても、ミストラルがここで述べている相互依存世界における「経済的要因の役割の増大」と「国際システムの変化能力」は、狭い意味での国際レジーム論を示しているというよりも、むしろ国際政治経済学 IPE に関わる概念であり、覇権安定論を包摂した広義の国際レジーム論を意味すると思われる。

翻ってミストラルは、アメリカの覇権期における国際レジームをアメリカの成長レジーム (発展様式 [レジーム]) の国際的波及による各国の相互補完の進展とそれに適合的な国際レギュラシオン諸形態として把握していた (7).8)。 他方、「広義」のアメリカ国際レジーム学派、す

⁶⁾ ネオリベラリズムの旗手として Nye とともに「複合的相互依存」を唱えた Keohane が,国際レジーム論へと傾斜していく経緯については,坂井 [1998] 第 章が詳しい。また,「複合的相互依存」については,Nye / Keohane [1977] 参照。

⁷⁾ Mistral の諸著作には「発展レジーム」という用語は存在していない。しかしながら前稿で検討したように、彼は、Boyer の定義による「成長 (蓄積) レジームとレギュラシオン様式との結合体」としてとらえられた「発展様式」(Boyer [1987] p. 60, 95ページ)を、「国際分業地図」と「国際レギュラシオン諸形態」の二側面の結合体としての国際レジームとして、国際領域に移植していた。そのことに鑑みれば、Mistral が「発展様式」を、事実上、「発展レジーム」として捉えていたと見なす方が、用語として整合性が取れるであろう。したがって本稿では、やや煩瑣になるが「発展様式 [レジーム]」と記すことにする。

⁸⁾ Mistral の用語に即してより正確に言えば、既に検討したように、彼は、覇権期の国際レジームをアメリカの「成長レジーム」の国際的波及として捉えて、「発展様式 [レジーム]」の波及としている

なわち IPE は、経済的相互依存関係の増大と経済分野で協定や制度の促進を目的とするレジームという視点を持っている。この点でミストラルとアメリカ国際レジーム学派は、後に述べるような根本的な相違を含みつつも、制度を重視するという共通点を持つ。また国際システムの変化能力という視点も、アメリカの覇権による国際レジームの形成とその衰退後の事態を捉えようとする視点において、後に見るように強弱の差はあれ、両者は共通の問題意識を持っていると考えられるのである。

だが次に、ミストラルがここで掲げている「広義」の国際レジーム論の四人の代表的な論者 のそれぞれを検討すると、両者の交差する点が一部にすぎず、ミストラルの国際レジーム概念 の独自性が浮き彫りになってくる。

2.2.2 国際レジーム論 (クラズナー) とミストラル

クラズナー自身についていえば、彼は「狭義」の覇権安定論に属するが(Krasner [1976])、彼の国際レジームの定義は、「狭義」の覇権安定論にも「狭義」の国際レジーム論にも共通する包括性を持ち、その後の「広義」の国際レジーム論の定義の出発点となっている⁹⁾。したがって本稿では、クラズナーを両理論に共通した「広義」の国際レジーム論者として扱いたい。ここでは、ミストラルとクラズナーの関係について、二つの領域に分けてみていきたい。第一に、ミストラルがクラズナーに対して言及した個所に関しては、両者の異同についてである。第二の領域は、ミストラルによる言及はないものの、両者の交差面の拡大の可能性がある領域に関する点についてである。

第一の領域は、ミストラルがクラズナーに言及した個所に関するものである。そしてまず、その個所から垣間見える両者の共通点について見てみよう。そこでは、ミストラルの第二の側面としての国際レジーム概念である国際レギュラシオン諸形態の定義は、いまや国際レジームの定義の標準になったクラズナーの定義に類似していることが見て取れるからである。

そのため、「広義」のアメリカ国際レジーム学派の国際レジームの定義の標準となったクラズナーの定義を見てみよう。彼によれば、「諸々の国際レジーム international regimes は、

わけではなかった。しかしながら、前稿の 補論1 で考察した Billaudot を、とりわけ図3「国際レジームの認識論図式」を想起すれば、さらに後に見る本稿の Boyer の基本図を修正した図8を踏まえれば、成長(蓄積) レジームは単独で存在するものではなく、レギュラシオン様式に支えられて、その一定程度の安定性が保たれている。したがって、国際レジームは、覇権国の「発展様式 [レジーム]」の国際的波及とした方が、レギュラシオン学派の基礎範疇に照らして、したがって Mistral のその国際領域への移植に照らして、より実質的内容を有していると言えるであろう。したがって本稿では、「成長レジーム」の国際的波及、「発展様式 [レジーム]」の国際的波及の双方を用いているが、前者は Mistral の用語法に従って、後者はむしろ Mistral の実質的内容を勘案して、文脈に応じて使用したものである。

9) アメリカ国際関係論の分野におけるレジーム概念の Krasner の定義に至る形成過程と、その後の 展開については、山本 [2008] 第1章参照。 特定の問題領域で行為主体の期待がそこに収斂するような明示的または暗黙の原則・規範・ルール・意志決定の手続きである。原則 principles とは、事実・因果関係・公正さに関する信念である。規範 norms とは、権利と義務に関して定義される行動基準である。ルール rules とは、行為についての特定の規定あるいは禁止である。意思決定手続き decision making procedures とは、集合的な選択をし、実施するための広くいきわたった慣行である」(Krasner [1983b] pp. 1 2) [下線による複数形の強調は筆者挿入。以下、複数形の強調も同様]。

ちなみに、アメリカ国際レジーム学派においては、国際レジームが「貿易レジーム」や「通 貨レジーム」といった「特定の問題領域」領域ごとに複数にわたって成立することに注意を要 する。したがって、アメリカ国際レジーム学派の国際レジームの定義は、「諸々の国際レジー ム」と複数形になっている。このことは、先に引用したミストラルの国際レジームの定義が、 国際分業概念と結びつけられ単数形になっているのとは対照的である。そして、この単数形か、 あるいは複数形かの違いは、後に見るようにミストラルとアメリカ国際レジーム学派の国際レ ジーム概念に関する理解の重大な分岐にもつながっていくのである¹⁰⁾。

そして、やや迂遠になるが、後論との関係上、このようなクラズナーの国際レジームの定義の出発点を見ておこう。彼によればレジームは、一方におけるレジームを形成する「基本的な原因となる諸変数 (パワー・利益)」と、他方におけるその諸原因がもたらす「諸結果や行動」との間に介在する「媒介変数」なのである。その上で彼は、媒介変数としてのレジームの意義に関する三つのアプローチを紹介している。第一のアプローチは、基本的な原因となる諸変数 (パワー・利益) とそれに関連した行為の間に直接的なつながりを見るアプローチである。それゆえ、このアプローチによれば、媒介変数としてのレジーム概念は権力の源泉を覆い隠すがゆえに有害か、せいぜい副次的なものとするのである。図 2 における a がそれにあたる。その代表的な論者としては、ストレンジ (Strange [1983]、[1994] ch. 1) の「構造的批判ア

¹⁰⁾ ちなみに、ある語を単数形で把握するのか、あるいは複数形として捉えるのかは、時として、その語の背後に潜む事態の根本的な理解の相違につながるように思われる。例えば前稿注24でみた La Sainte Bible, traduite d'apres les textes originaux hebreu et grec [2001] 所収の Paul の「ガラテヤ書」には、次のような単数形と複数形へのこだわりが見られる。Or les promesses ont ete faites a Abrahame et a sa descendance. Il n'est pas dit: et aux descendances, comme s'il s'agissait de plusieurs, mais comme a une seule: "et a ta descendance", c'est a dire, a Christ. (Paul [50 ? / 2001] 'Epitre de Paul aux Galates' 「ガラテヤ書」3:16)。「ところで、アプラハムとその子孫に対して約束がなされましたが、その際、あたかも複数形を意味するように子孫たちにと言われず、一子孫に対してのように あなたの子孫に と言われています。この子孫とは、キリストです」。ここでは、単数形か複数形かの違いは、「義認」が創造主の一方的な約束による「片面契約」に基づいているのか、それとも人間の律法の業によるのかという、Paul の根本的な「義認」観につながっている。なおここで、通例「約束」と訳される「諸々の約束」の具体的内容については煩瑣になるので省略したが、その内容については、「ローマ書 9:4 13」参照。そして、これほど対極的ではないにしても、Mistral とアメリカ国際レジーム学派のレジーム概念の単数形理解と複数形理解も、レジーム概念についての大きな認識の分岐につながっていると思われる。

プローチ」が該当する。第二のアプローチは、「修正された構造的アプローチ」である。このアプローチによれば、レジーム概念は、一方における基本的な原因となる諸変数と他方における行為や諸結果との間に介在する媒介変数であるが、レジームは限られた条件下においてのみ存在するとみなす立場である(クラズナー自身が語っているわけではないが、例えば国際労働力移動に関する国際レジームは存在していない。Kebabdian [1994] p. 103)。図2の bが、それに該当し、クラズナー(Krasner [1983b] [1983c])が典型的である。第三のアプローチは、「グロチウス」的アプローチが属し、Young [1983] 等に代表されるように、レジームは国際関係のあらゆる領域において存在しているとみなす立場であり、図1か、あるいは図3のように描かれる(Krasner [1983b] pp.1 10)110。

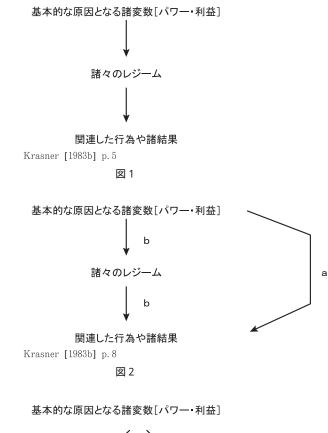
以上を踏まえれば、クラズナーとミストラルの共通点および相違点が浮き彫りになる。

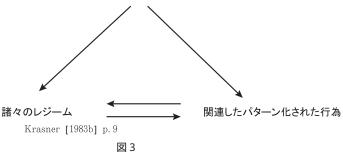
まず共通点に関していえば、クラズナーの国際レジームの定義は、ミストラルの第二の側面としての国際レジームの定義である国際レギュラシオン諸形態にほぼ該当する。ミストラルによれば、国際レギュラシオン諸形態の定義は、前々稿で見たように次のようなものであった。「国際レギュラシオン諸形態が示すのは、まさに民間主体の行動を方向づけ、国家介入の行為を制約する規範 normes・ルール regles・制約 contraintes・制度 institutions の総体なのであり、この総体が民間主体の行動を方向付け、諸国家間の競争的対立と敵対を緩和するのである」(Mistral [1986b] p. 181; 188ページ [斜字体は原文による])。

このようにクラズナーの国際レジームの定義とミストラルの国際レギュラシオン諸形態の定義は多くの点で重なる。つまり両者にとって、国際レジームは、規範・ルール等によって、行為主体の不確実性を低下させ、行動の規則性を高め、期待を収斂させるよう、行為主体の行動を制御し、方向づけるのである。

次に、ミストラルの言及する両者の二点にわたる相違点についてである。相違点の第一は、

¹¹⁾ ちなみに、この原因となる諸変数である「パワー」に力点を置く立場は、「ネオレアリズム」として分類され、「利益」に重点を置けば「ネオリベラリズム」として一般的に分類されている。しかしながら国際政治経済学、あるいは国際関係論分野の諸潮流の分類は、同分野の研究者たちの問題関心に応じて、いまだ多様である。例えば、山本 [2008] 序章・2章のように、この原因となる諸変数に非物質的な規範 信条体系 を加えれば、「コンストラクティビズム」として、国際関係論分野の三潮流が分類可能となる。また山本は、国際関係論分野における第三の潮流が時代とともに変遷してきたことを指摘している。彼によれば、1970年代には、第三の潮流として分類されるものには、Frank [1969] 等の「従属理論」や Wallerstein [1979] の「世界システム論」が該当していたのである。また関下 [2010] 第2章は、Gilpin [1981] ch.2の政治経済学の三潮流の分類(リベラリズム、経済ナショナリズム、マルクス主義)を引き継ぐ形で、リベラリズムの系譜をひくネオリベラリズム、ナショナリズムの系譜をひくネオレアリズム、マルキシズムの三潮流を IPE の主要潮流として挙げている。そして坂井 [1998] 第 章によれば、IPE はネオリベラリズムとネオレアリズムの二潮流に分類され、Wallerstein はネオレアリズムの覇権安定論に属すると指摘されている。なお、従属理論・世界システム論とレギュラシオン学派の関連については、西川 [1990]、[2000] 第6章、および若森 [1993] 第 部を参照。





すでに前々稿で検討したようにミストラルの国際レジーム概念においては、国際レジームの第二の側面としての「国際レギュラシオン (構造) 諸形態」は、国際レジームの第一の側面である「国際分業地図」との適合において捉えられており、それ自体、規範・ルール等を含む諸制度として単独に存在するものではない。彼にあっては、「国際レギュラシオン (構造) 諸形態」は、断片化傾向を持つ世界経済空間が堅固に確立された各国の相互補完として統合化されるために、各国のマクロ経済的分岐を許容可能な範囲内にとどめる作用を有しているのである。つまりミストラルにとっては、国際レジームは、実態面である国際分業概念と制度面である国際

レギュラシオン諸形態との結合として把握されるべきものである。つまり、本稿冒頭でのクラズナーに関するミストラルの引用にもみられるように、国際レジーム概念は、クラズナーのように「諸空間の相互補完性を規定する行為、規範、制度」(Mistral [1986b] p. 254; 208ページ) のように独立したものとして制度的側面に傾斜して定義されるものではないのである。したがって先においてみたように、制度・ルールを偏重するアメリカ国際レジーム学派においては、「特定の問題領域」ごとに局所的な制度・ルールが存在し、「もろもろの国際レジーム」と複数形扱いになる。それに対して、ミストラルの場合には、各時代(パクス・ブリタニカやパクス・アメリカーナ)には典型的な国際分業地図が存在し、国際レギュラシオン諸形態が階層的秩序を持ちつつも総体として、断片化傾向を持つ国際分業地図を統合化へと回路づける三層構造を持つものとして捉えられていた。それゆえ、ミストラルの場合には国際レギュラシオン諸形態は、複数形になっている。しかし、国際レギュラシオン諸形態は各国の発展様式[レジーム]の国民的諸軌道の分岐=断片化に統一化をもたらすものとして国際分業地図と結び付けて理解されているため、国際レジームとしては、その二側面が一つのセットなり、単数形の国際レジームとして概念把握されているのである。

さらにそれと関連するが第二の相違点は、ミストラルの国際レジームの第二の側面としての国際レギュラシオン諸形態に限っても、クラズナーの国際レジーム概念よりも幅が広いものとなっている。クラズナーは、行為主体を国家に限らず含みを持たせているとはいえ、「国際諸関係において最も普及した原則は主権である」(Krasner [1983b] p. 17) として、自己利益とパワーの源泉としての主権国家を重視する「国家中心的性格」を持っている「でいる」で、それに対してミストラルの場合には既にみたように、異なった経済諸空間の相互連関を保障する「階層的に分類された国際構造 [レギュラシオン] 諸形態」が三層の構造を有するものとされ、民間行為主体も重要視されていた。第一のカテゴリーである「国際ネットワーク」も第二のカテゴリーである多国籍企業も、ミクロ次元において、異なった経済空間の相互連関を保証する非国家的行為主体として、重要性を与えられていたからである。したがって、国際レギュラシオン諸形態に限っても、ミストラルの定義がクラズナーの国際レジームの定義と重なるのは、「国際構造 [レギュラシオン] 諸形態」の第三のカテゴリーである「政治による創造物である国際経済諸関係の制度化」(Mistral [1986b] p. 185; 192ページ)の領域においてなのである「③。

このような両者の国際レジーム概念の相違は、既に前々稿で述べたように、ミストラルの国際レジーム概念が「統合化と断片化の弁証法」(Mistral [1986b] p. 171; 178ページ) を捉え

¹²⁾ 坂井 [1998] 29ページ。この指摘は、レアリストの潮流を特徴づけたものであり、直接クラズナー に言及したものでないとはいえ、Krasner [1976] [1983b] [1983c] に照らしてみて、妥当性を有していると思われる。

¹³⁾ 国家以外の民間行為主体を視野に収め、さらに多岐にわたる問題領域をも考慮した場合には、国際レジームのガバナンス化と言われる。その点については、山本 [2008] 第 ・ ・ ・ 部を参照。

る理論的装置として提起されたことと関係がある。つまりミストラルは、断片化傾向を有する国際分業地図を統合化に導く諸要因を包括的に考慮に入れていたのである。それに対してクラズナーの場合には、民間行為主体に十分な地位が与えられず、先に見たミストラルの言葉を借りれば、各国国家による「諸空間の相互補完性を規定する行為、規範、制度」(Mistral [1986b] p. 254; 208ページ) のみが重視されている。そこのことは、クラズナーの場合には、ルール・制度等と相互規定関係にある国際レジームの第一の側面である国際分業地図に対する視点を、さらに言えば、覇権国の発展様式 [レジーム] とその不均等な、それゆえ断片化傾向を持つ国際的波及に対する視点を、欠いているためだと思われる。したがってミストラルの国際レジーム概念は、クラズナー国際レジームの定義と問題関心の一部を共有しつつも、それを包摂していると考えられるのである。

第二の問題領域は、ミストラルは言及していないものの、クラズナーの「国際レジームの変化」に関する理解が、ミストラルの国際レジームの危機についての把握とも共通点があることなのである。したがって、我々はこの問題に少し立ち入ろう。

クラズナーによれば、国際レジームの四つの構成要素である「原則・規範・ルール・意思決定手続き」は、一方における「原則・規範」と他方における「ルール・意思決定手続き」に根本的に区別されねばならないのである。というのも「原則・規範」は、レジームの基礎的な諸特徴を示すのに対して、同じ「原則・規範」に整合的な複数の「ルール・意思決定手続き」がありうるからである。したがって、「ルール・意思決定手続き」の変化は、「原則・規範」に変化がなくても生じうるのである。この意味で「ルール・意思決定手続き」の変化は、「レジーム内の変化」とされるのである。それに対して、「原則・規範の変化」は、新しいレジームへの移行が生じているか、特定の問題領域からレジームが消失している「レジームそれ自体の変化」なのである(Krasner [1983b] pp.35, [1983c] pp.357358[斜字体は原文による])10。ミストラルは、クラズナーの「レジームそれ自体の変化」、「レジーム内の変化」について何ら言及していない。したがって、ミストラルとクラズナーの表面的な単純な類比は控えなけれ

ばならない。とはいえ、このようなクラズナーの指摘は、ミストラルの危機概念とある程度、

¹⁴⁾ にもかかわらず Krasner も述べているように、現実には、これら二者を区別することは容易ではない。例えば、GATT ケネディ・ラウンドで設立された途上国に対する一般特恵制度 GSP は、一方では、単なるルールの変更にすぎず、GATT の原則・規範である最恵国待遇(無差別待遇)の変化ではない例外設定とする見解もある。この場合には、GSP は、レジーム内での変化とみなされ、むしろ自由貿易という GATT の原則・規範は途上国まで含めて強化されたのである。他方で、ルールにおける変化が GATT の無差別待遇という原則・規範に対する修正を伴ったとみなせば、GATT レジームそのものの変化となる。さらに、UNCTAD の要求によってルールが変更されたとみれば、GSP は GATT メンバーの多角間交渉という意思決定手続きからも逸脱し、GATT の原則・規範とルール・意思決定手続きは、不整合となったのである。この場合には、「レジームが弱体化」したのである(Krasner [1983b] pp.3 5)。ちなみに、「レジーム論から見た GATT / WTO」については、山本 [2008] 第7章参照。

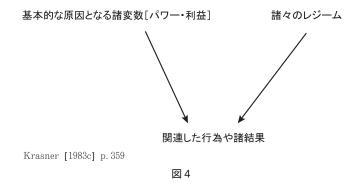
類似しているところがある。クラズナーの「レジームそれ自体の変化」は、現行のレジームの変化あるいは消滅を意味するがゆえに、ミストラルの「国際レジームの危機 [大危機]」にほぼ対応しているとみることが可能であろう。またクラズナーの「レジーム内の危機」は、むしるルールや意思決定手続きの変化が、例えば一般特恵制度 GSP が途上国を GATT につなぎとめるセーフティネットの役割を果たしているとみれば、GATT の自由貿易原理・規範の強化につながる側面もある。したがって、この「レジーム内の変化」は、ミストラルの「国際競争力の危機 [小危機]」に一定程度、対応している。というのも、ミストラルの「小危機」は、覇権国の成長レジームへの各国の適応過程において生ずる危機であり、世界経済空間にとって「統合的性格」(Mistral [1986b] p. 197; 205ページ)を帯びているからである。

このように、クラズナーの「国際レジームの変化」に関する理解とミストラルの国際レジームの危機概念は、将来、両者の交差領域を拡げる可能性を有しているのである。

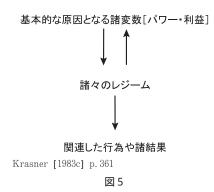
さらに言えば、クラズナーの「レジームの自律性」(Krasner [1983c] p. 359) に関する議論は、ミストラルは言及していないものの、この交差領域をいっそう拡げる可能性を持っている¹⁵⁾。なぜならクラズナーのレジームの自律性に関する立論は、ミストラルが覇権後の世界経済を「ノン・レジーム [=アナーキー]」としてのみ形容するにとどまり、詳しくは検討していない制度面におけるレジームの存続と移行に関する問題領域に示唆を与えているからである。

クラズナーによれば「レジームの自律性」は、「タイムラグ」と「フィードバック」に由来 する。

タイムラグに関していえば、基本的な変数 (パワー・利益) とレジームの間の関係が低下し、 レジームそれ自体が生命を帯びる状況を意味している。つまり、原理・規範・ルール・意思決 定手続きは、一度レジームが確立されると、パワーと利益の分配が変化しても、確立されたレ



¹⁵⁾ Krasner [1983b] においては、レジーム形成期における「原因となる諸変数」、「諸々のレジーム」、「それに関連する行為や諸結果」の間の関係の分析に力点が置かれていた。それに対して、Krasner [1983c] は、レジームが一度確立されると、レジームが単なる媒介変数にとどまらず、それ自身生命力を持つ相互作用的変数になりうることを考察対象としている。



ジームが諸結果や行為の持続に影響力を持つのである。それは図4のように表される。そしてクラズナーは、タイムラグの原因として、「習慣・慣習の持続性」、「不確実性」、「認識の誤り」を挙げているのである (Krasner [1983c] pp.359 361)。

フィードバックが関係しているは、確立されたレジームが最初にレジームを確立した基本的 な原因となる諸変数であるパワーや利益の構図を変化させることである。それは図5のように 示される。そしてクラズナーは、このフィードバックメカニズムとして以下の四点を指摘する。 第一のメカニズムは、レジームが行為主体の利益の計算を変化させる場合であり、旧来のレジ ームの変更には「埋没費用」が発生するケースがそれにあたる。第二のメカニズムは、レジー ムが行為主体の利益を変化させることである。確立されたレジームが「機会費用」を変化させ ることがそれに該当する。第三のメカニズムは、確立されたレジームが行為主体の利用できる パワーの源泉になることである。例えば貿易の領域で、途上国が GSP を獲得するために、 UNCTAD や GATT を利用することがそれに該当する。第四のメカニズムは、レジームが行 為主体のパワー能力を変化させることである。例えば戦後形成された諸々の経済レジームが行 為主体のパワー能力の変化に与えた影響に関しては対極的な見解があるが、いずれの見解もレ ジームが最初にレジームを生みだしたパワーを強化したり、浸食したりすると見なすことでは 共通点がある。従属理論にとっては、戦後の諸々の経済レジームは北における行為主体のパワ ーを強化したのである。それに対して新重商主義理論によれば、財と要素の自由移動を原則と する戦後の諸々の経済レジームは、当初は覇権国の利益に役立つが、長期的には他の先進諸国 の発展を促すことによって覇権国の立場を低下させる可能性があるのである。両理論にとって、 レジームは行為主体の基本的なパワー能力を変化させるがゆえに、レジームは重要な意義を持 つのである (Krasner [1983c] pp. 361 367)。

翻ってミストラルの場合には、国際分業地図に変化がもたらされた場合における制度としてのレジームの自律性、したがって制度面でのレジームの存続と移行は、「ノン・レジーム」として一括され、それに関する分析は希薄である。クラズナーとミストラルの間には、すでに述べたように国際レジームを単に制度面でとらえるか、制度を国際分業と関連付けて定義するか

という決定的な違いが存在する。またより根本的には、クラズナーの立論が国家に関して自律性を持ったパワーと利益の源泉としての行為主体とする「方法論的個人主義」に基づいているのに対して、ミストラルの場合には、彼自身明示的に示していないものの、「開かれた構造主義」ヴィジョンに基づいているという根本的な方法論に関する相違がある¹⁶⁾。したがって両者の交差に関しては、慎重な展開を必要とするとはいえ、クラズナーの利益とパワーの変化に伴う政治過程を視野に収めることは、国際分業地図の変化に伴うルール・制度面のレジームの、したがって国際レギュラシオン諸形態の存続と移行に関するミストラルの分析の希薄さを補う可能性を持っていると考えられるのである。

次にミストラルは「狭義」の国際レジーム論者であるコヘインに言及しているが、それに先だってミストラルと表面的には大きな類似点がある「狭義」の覇権安定論の代表者であるキンドルバーガーおよびギルピンとの関係についての検討に移ろう。したがって、ここではまず、覇権安定論を提起したキンドルバーガーに対するミストラルの論文 (Mistral [1982a]) におけるコメントを検討し、またキンドルバーガーの説を総合化したといわれるギルピンに関するミストラルの手短な言及を見ていきたい。

2.2.3 「狭義」の覇権安定論 (キンドルバーガー/ギルピン) とミストラル

ここでも、検討課題を二つにわけてみていこう。第一の検討課題は、覇権安定論を提起したキンドルバーガーとその系譜を引くギルピンの二著作 (Gilpin [1987] [2000]) の覇権安定論についてである。ただしミストラルは、ギルピンの二著作については触れていない。しかし、この二著作とミストラルの立論の比較検討は、ミストラルと「狭義」の覇権安定論との交差と相違をより鮮明に浮き彫りにすると考えられるのである。そして第二の検討課題は、ミストラルが言及しているギルピンの覇権安定論の基本的枠組みとなったギルピンの著作 (Gilpin [1981]) についての、ミストラルの手短なコメントに関するものである。

第一の検討課題については、さらにキンドルバーガーとギルピンの覇権安定論の二項目に細分して検討しよう。まずキンドルバーガーとの対比であるが、前稿ですでに見たように、ミストラルがキンドルバーガーに言及した箇所があるので、それを参照しよう。

¹⁶⁾ レギュラシオン学派の認識論が、「方法論的個人主義」や「閉じられた構造主義」を排して、「開かれた構造主義」に基づいていることに関しては、Billaudot [2001] pp. 134 71。だがこの問題領域は、レギュラシオン学派とアメリカ国際レジーム学派の根本的な認識論上の相違を示し、重要であるとはいえ、両者の関係を問うことは、例えば「ケンブリッジ学派」と「新古典派」の対質が一筋縄ではいかないように(Mazier / Basle / Vidal [1993a] introduction)、複雑な様相を呈している。したがって、その本格的な検討は今後の検討課題としたい。なお、「方法論的個人主義」の諸側面を、本源的生産要素市場に組み込まれたセーフティネットの視点から体系的に批判した著作として、金子 [1997]を参照。

「この時期 [両大戦期] はむしろ、世界的な影響力のある諸領域(とりわけ通貨・金融面)と「覇権」候補である二つの経済 [アメリカとイギリス] の工業面で分岐した動態との間の不一致を記録している。そして覇権を巡る対抗が国際諸市場の運行を不安定にしているのである。すなわち、国際諸関係は覇権的関係が存在しないことによって構造を解体されているが、覇権的関係のみが国際諸関係において均衡しあう自己求心的な諸勢力に対抗することができるのである。そのため国際諸関係は、1930年代に危機への突入によって引き起こされた不均衡を著しく増幅していくのである Kindleberger [1973]」(Mistral [1982a] p. 213;33ページ)。

キンドルバーガーの有名な説によれば、「世界経済が安定するためには、それを安定させる国が存在しなければならないし、その国は一カ国でなければならない」(Kindleberger [1973] p. 304; 278ページ)。そしてキンドルバーガーの主張によれば、その国は、「開放された市場」、「景気調整的な長期貸し付け」、「恐慌の際の手形割引(国際決済システムの保障)」に責任を持たねばならないとされていた。そして1846年から1916年までのイギリスはその責任を果たしたのに対して、1929年には、イギリスはその責任を負う能力がなく、アメリカにはその意思がなかったため、戦間期には危機が増幅されたのである(Kindleberger [1973] ch. 14)。

クラズナーとミストラルとの対比の際に検討したように、ここでも我々は、キンドルバーガーとミストラルとの間の類似点と相違点を見出すことが可能であろう。

まず両者の類似点に関していえば、共通点の第一は、上記両者の引用箇所からもわかるように、覇権国の存在が国際諸関係の安定に不可欠だと見ている点にある。そしてまた、そのことから派生する共通点の第二は、覇権国の不在が1930年代の危機を増幅したという点にある。

だが両者の間には、相違点も存在する。キンドルバーガーは、1930年代の危機が増幅した起動力として「経済の自動機構が働かなかった」こと、および「政策決定機構が失敗した」ことを挙げ、二つの失敗の原因を覇権国の不在に求めている(Kindleberger [1973] p.5;6ページ)。だが彼は、覇権の基礎となる覇権国の発展様式 [レジーム] の移行には触れず、それゆえ覇権国の発展様式 [レジーム] の国際的な波及によって形成される国際レジームの歴史的・質的変化に十分な関心を払っていないのである。

それに対してミストラルの場合は、覇権国が交代しつつあり、覇権関係が存在しないことの背後に、「新しい蓄積 [成長] レジーム」とそれに適合的な「レギュラシオン諸形態」が、[つまり新しい発展レジームが] 出現しつつあることに根本原因を求めているのである。つまり彼は、覇権国の交代を、一方で国内的側面としては、覇権の基礎となる覇権国の外延的成長レジームから内包的成長レジームへの移行とそれに適合的なレギュラシオン諸形態の移行に結び付けているのである。他方で彼は、それにとどまらず、国際的側面として、覇権国の発展様式 [レジーム] が、とりわけ第二次大戦後のアメリカの発展様式 [レジーム] が、「参入の論理」

に従う限りでは各国経済に不均等に波及していく過程を,以下のように国際レジームの形成と して視野に収めているのである。

「しかしながら内包的蓄積レジームへの長期にわたる移行の考察のみから得られる教訓は、依然として必然的に貧弱なままにとどまっている。すなわち、これらの教訓は洗練されて、支配的 [=覇権国] 経済において経験された生産面での規範と消費様式によって構造化された蓄積の新しい流れの複数の国民的空間への波及を説明しなければならないのである」(Mistral [1982a] p.213 4;33 4ページ)。

つまりミストラルは、覇権国の交代の背後に覇権国アメリカにおける新しい発展様式 [レジーム] の生成を見ており、その不均等な国際的波及過程に注目しているのである。

次に、第一の検討課題の二項目目として、ミストラルは直接触れていないものの、キンドルバーガーによって形成された「覇権安定論を修正、発展させた」(Gilpin [1987] p.74、75ページ) ギルピンの著作 (Gilpin [1987] [2000]) とミストラルの対比についてみていこう。

というのも、確かに、ギルピンの二著作においては、歴史的側面と理論的側面の叙述の軽重の違い (前著 Gilpin [1987] の方が国際公共財をめぐる理論的側面のウエイトが高い)、および前著においてはグローバリゼーションが萌芽形態にとどまっていたのに対して、後著ではその本格化という時代背景の相違はある。しかしながら、彼の [1] 国際経済に対する国際政治の役割、[2] 覇権安定論、[3] 国際レジームに関する見解は、この二著作に明瞭に表れている。そこで、やや煩雑になるが、これら二著作の中でギルピンの見解が顕著にみられる箇所を引用しながら、ミストラルとの異同について検討したい。

ミストラルとの共通点の第一は、ギルピンが世界的相互依存における国際政治と国際経済の相互連関を下記引用文のように視野に収め、この相互連関が安定的な国際的政治基盤に支えられなければならないということを指摘していることである。そしてこのことは、すでに本稿の冒頭で引用したミストラルにも共通するところであり、その点については既に検討した。

「本書 [Gilpin (2000)] を通して私が論じるのは、国際政治が国際経済の性質と動態に大きな影響を与えるということである。技術進歩と市場諸勢力の相互作用が世界経済をますます統合させる要因になるが、大国によるそれを支持する政策と大国間の協力的な関係が、安定的で統合された世界経済に必要な政治的な基盤をつくる。国際的な経済問題を治める国際的な諸々のルール (諸々のレジーム) international rules (regimes) は、強力な政治的基盤に支えられて初めてうまくいくのである」(Gilpin [2000] p. 13; 10ページ)。

そしてミストラルとの第二共通点は、ギルピンによれば、この安定的な国際的政治基盤の確

立のためには覇権国の存在が不可欠であるということなのである。そして覇権国がルールや制度としてのレジームの形成に影響力をもっていることが指摘されていることも、両者の類似点である。さらに、ギルピンが国際レジームの定義をクラズナーに求めていることも、ミストラルの国際レギュラシオン諸形態の定義とクラズナーの定義に類似点があることに照らし合わせて、共通点が見られる。またそれらを踏まえたうえで、両者ともに、覇権による国際市場の運行が安定していた時期をパクス・ブリタニカ期とパクス・アメリカーナ期に求めている点も、共通点といえるであろう。

そして,この点を確認する意味で,第一点目と重なりながら,第二の点を明瞭に示すギルピンの叙述を以下に引用しておく。

「覇権安定論によると、覇権経済は世界経済の活動にとって重要ないくつかの役割を担っている。覇権経済はその影響力を<u>諸々の</u>国際レジーム international regimes を形成するために用いる。この国際レジームは、 特定の問題領域で行為主体の期待がそこの収斂するような明示的または暗黙の原則・規範・ルール・意志決定の手続き (Krasner) として定義されている。レジームというものは the regime, 紛争を限定し、平等を確保し、合意を促進するために、合法的な行動と違法な行動との区別をする (Keohane)。覇権国は不正行為とフリー・ライダーを防止し、他国がシステムを維持する費用を分担するようにしなければならない。19世紀の金本位制と戦後のブレトンウッズ・システムは、覇権国が自由市場レジーム liberal market regime のルールを確立し、実施し、経済ナショナリズムへの傾向を抑制した顕著な例である」(Gilpin [1987] p. 75; 76 7ページ)。

しかしながら、これらのギルピンの引用からも垣間見られるように、このようなギルピンと ミストラルの類似性にもかかわらず、両者の間には以下のような分岐点も見られる。

分岐点の第一は、クラズナーとミストラルの対比でも検討したように、表面的に見れば、ミストラルが単数形の国際レジームと把握している国際レジーム概念を、ギルピンが「諸々の国際レジーム」として複数形で捉え、しかもギルピンがその国際レジームを「特定の問題領域」(Krasner [1983b] p. 1)において形成されるルール、さらには制度とみなしていることである。にもかかわらず本稿は、既に検討したように、国際レジーム概念を単数形で把握するのか、あるいは複数形として見るのかは、単なる表面上の違いを超えて、ミストラルと「広義」のアメリカ国際レジーム学派との間の国際レジーム理解の根本的な分岐点につながっているものとして理解していた。そして、「特定の問題領域」ごとに国際レジームを捉える点については、クラズナーとギルピンは共通しているものの、ギルピンは、クラズナーが抽象的の述べている複数形による国際レジーム理解を、歴史具体的に各領域(通貨、貿易等)に即して具体的に叙述している。したがって、ギルピンの「狭義」の覇権安定論は、「広義」のアメリカ国際レジ

ーム学派の理解をより容易にする。さらにこの点は、国際レジーム理解にとってミストラルと ギルピンとの (そして後に検討するコヘインとの) 間に横たわる分岐点になる。そこで上記引 用箇所においても既に見られることであるが、さらに立ち入ってギルピンの国際レジーム理解 を見ておきたい。

ギルピンは、「狭義」の国際レジーム学派と距離を置いているためか、国際レジーム概念を やや皮肉を込めて次のように語っている。

「ブレトンウッズ会議で、国際貿易問題と国際通貨問題を統治するための<u>諸々の</u>国際ルール international rules (学者によって <u>諸々の</u>国際レジーム international regimes と名づけられている) が確立された」(Gilpin [2000] p. 46; 42 43ページ)。

短い上記引用に象徴的に見られるように、ギルピンがルールをレジームとして理解していることは明瞭であろう。さらに彼は、このルールを運営するのが制度であるとして、ルールと制度を、ほぼ同等の意味において用いている。あるいはクラズナーとの関連でいえば、下記引用文に見られるように、制度は「ルール・意思決定手続き」を行うために形成されたと言うことも可能であろう。

「ブレトンウッズ体制――ルールに基づく国際経済 rule based international economy と、これらルールを運営する諸々の国際制度 International institutions が必要だという信念があらわれている――の創出においてアメリカが果たした重要な役割」(Gilpin [2000] p. 55;50ページ)。

そしてギルピンは、先に見たように、クラズナーやギルピンの定義による「諸々の国際レジーム」の創造・維持のためには覇権国による「国際公共財 international public goods」、あるいは「国際集合財 international collective goods」の提供が必要であることを強調する。そしてギルピンによれば、覇権国によるこの公共財の提供は、自由な市場システムに属する他の国の成長のエンジンとなる。だがやがて、国際公共財の提供費用の重さが覇権国の競争力の相対的低下をもたらし、覇権が衰退し、自由な国際経済秩序は不安定化するのである(Gilpin [1987] ch. 3)。

その上でギルピンは、諸々の「特定の問題領域」(国際貿易、国際通貨・金融、対外直接投資、地域経済統合等)におけるイギリスとアメリカの覇権の推移をルールや制度に力点を置きつつ比較検討するのである(Gilpin [1987] [2000])¹⁷⁾。

¹⁷⁾ もちろん Gilpin にあっても、「世界の産業の再配置 redistribution of world industry」 (Gilpin [2000] p. 34; 31ページ) へ言及しているように、国際分業の構図の変化に対する視点がないわけで

以上見たように、国際レジーム概念を「諸々の国際レジーム」として捉えるか、国際レジームとして単数形でとらえるかは、表面的な相違の背後に、ギルピンに見られるようにレジームを主としてルールや制度として捉え、それを国際公共財として把握するのか、あるいはミストラルのように、国際レジームを第一の側面(国際分業地図)と第二の側面(国際レギュラシオン諸形態)の適合として理解するのかという根本的な概念把握上の相違が横たわっている。したがって、「狭義」の覇権安論とミストラルの間には、先に見たような、世界経済の安定のために覇権関係の存在の重要性を指摘するという表面的な類似にもかかわらず、国民経済レベルで見れば、覇権を支える覇権国の発展様式[レジーム]の歴史的態様を分析視野に入れるか否かという相違がみられるのである。そしてこの相違が、ミストラルにあっては、国際レベルで見れば、覇権国の発展様式[レジーム]の「複数の国民的空間」への国際的な波及の態様を国際分業地図と国際レギュラシオン諸形態の適合である国際レジームとして視野に収めていることにつながっている。このように、ミストラルの場合には、覇権国の発展様式[レジーム]、そしてその国際的波及としての国際レジームをその理論的射程に収めている点において、「狭義」の覇権安定論とは決定的に異なるのである。

次に第二の検討課題として、ミストラルが言及しているギルピンの覇権安定論の基礎的枠組みとなった著作 (Gilpin [1981]) に関する本稿冒頭で引用したミストラルの手短なコメントに移ろう。

ギルピンは、国際システムの確立と変化を何らかの社会システムと同様に、行為主体が一連の費用/便益に導かれて行動した結果として形成され、変化したものと仮定する。ギルピンは、国際システムの検討においては、この行為主体を国家とし、国際システムが均衡状態にあるか(彼の後の著作によれば覇権安定の状態)、不均衡状態にあるかを国家相互間の政治面・経済面・テクノロジー面での競争とその結果である国家間のパワーの不均等成長に求めるのである。そして彼は、このパワーの不均等成長が国際システムを変化させる便益、そして/あるいは費用を変化させるものとみなし、次の五つの仮説を立て、それを図6として示している(Gilpin [1981] ch.16)。

「仮説 1 国際システムが安定している (すなわち,均衡状態にある)のは、いかなる国家もシステムを変えようと試みることに便益を見いださないと思う時である」(Gilpin [1981] p. 10, p. 50)。

「仮説 2 国家が国際システムを変えようとするのは、期待される便益が期待される費用を上回る時である (すなわち、期待されるネットの便益のある時である)」(Gilpin [1981] p. 10, p. 50)。

はない。しかし彼にあっては、ルールの変容と国際分業地図の変容を同時に有機的に捉えようとする 視点が希薄なのである。

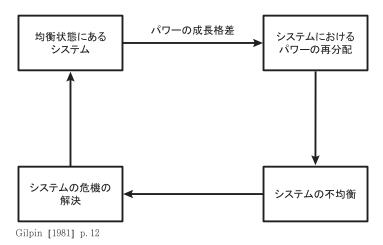


図6 国際政治の変化に関する図解

「仮説3 さらなる変化の限界費用が限界便益に等しいか、大きくなるまで、国家はテクノロジー面・政治面・経済面での拡張を通じて国際システム変化させようとしていくであろう」(Gilpin [1981] p. 10, p. 106)。

「仮説 4 ひとたび、さらなる変化と拡張に関する費用と便益の間の均衡が達成されると、現状を維持する経済的費用は、現状を持続させる経済的能力よりも早く上昇する傾向がある」(Gilpin [1981] p. 11, p. 156)。

「仮説 5 国際システムにおける不均衡が解決されないなら、その時にはシステムは変化し、パワーの再分配を反映した新しい均衡が確立されるであろう」(Gilpin [1981] p. 11, p. 186)。

以上のようにギルピンは、費用/便益の視点から国際システムの確立とその変化を考察するのである。とりわけ仮説4による費用と便益の比較は、後の彼の著作に見られるように、覇権後の国際政治経済秩序の不安定化を、覇権国の国際公共財の負担による「慈悲深い覇権国」から、国際システムを自己の利益のために利用する「略奪する覇権国」(Gilpin [1987] pp. 7280;7281ページ) へと変容の過程として描き出すための礎石を形成するものと言えるであろう。

そして彼はそれを踏まえて、国際システムの安定 不均衡 再均衡に至る歴史過程を、主として費用/便益の視点から、どの国家、あるいはどの国家群が支配的なるかを巡る「覇権戦争」として叙述するのである (Gilpin [1981] Epilogue)。

以上のことはまさに、ミストラルが覇権の基礎は「リーダー国経済が覇権的影響力の行使を維持したり、修正するために委ねている費用や便益の計算に対してではない」(Mistral [1986b] p. 254; 208ページ) として批判していることなのである。というのも、ミストラルにとって、

覇権の基礎は、費用 / 便益の視点ではなく、覇権国の発展様式 [レジーム] にこそ求められねばならないからである。そして国際政治経済の変容は、覇権国の発展様式 [レジーム] とその国際的波及による国際レジームの確立、および覇権国の発展様式 (レジーム) の機能不全による国際「レジームの危機」(Mistral [1986b] p. 197; 205ページ) に求められねばならないからである。

以上のように、「狭義」の覇権安定論とミストラルの異同を検討してきた我々は、次に「狭義」の国際レジーム論者であるコヘインとミストラルの対比に移ることにする。

2.2.4 「教義」の国際レジーム論 (コヘイン) とミストラル国際

コヘインは、「狭義」の覇権安定論が覇権後の国際レジームの存続をとらえられないことを 批判し、覇権後の国際レジームの維持の条件を「協調と対立」によって説明しようとしている。 我々はここでも、コヘインとミストラルとの関連を二つの問題領域に分けて考察しよう。第 一の問題領域は、ミストラルが「国際ノン・レジーム [=アナーキー]」として捉えた覇権後 の世界経済を、コヘインが「非覇権的協調」レジームとして概念化しようとしていることと関 連している。第二の問題領域は、ミストラルのコヘイン批判に関する領域である。

第一の問題領域から検討しよう。ミストラルは、1970代以降、覇権に基づく国際関係が存在しないがゆえに、覇権後の国際経済諸関係の制度化が各国の交渉によって練り上げられねばならないことを強調している。にもかかわらず、ミストラルにとって覇権後の世界経済の態様は「国際ノン・レジーム」(Mistral [1986b] p. 197; 205ページ)として一言で特徴づけられているのみで、それに対する詳細な言及はない。それに対してコヘインの場合には、ミストラルがほとんど言及していない覇権後の国際レジームが、相互依存によって作り出された貿易や国際金融の分野における国際的な取り決めとして描かれている。したがって両者の間には後に見るような根本的な相違があるとはいえ、ミストラルの視点に包摂する形でコヘインの覇権後の国際レジーム論から学ぶ点があるように思われる。

そこでまず、コヘインの覇権後の国際レジームがどのように描かれているかを覇権安定論との対比で簡単にみてみよう。そのためにコヘインの「狭義」の国際レジーム論の「狭義」の覇権安定論に対する見解を端的に表す一節を引用しよう。

「インスティテュショナリスト [=ネオリベラリスト] は、貿易や国際金融の自由主義的な国際取り決めを、相互依存の現実によって作り出された政策調整 policy coordination の必要に対する対応として説明した。これらの取り決めは、 諸々の国際レジーム international regimes と呼ばれるが、ルール・規範・原則・意思決定手続きからなる。これに対して[ネオ] レアリストは、これらのレジームがアメリカによって支持された原則の上に築かれ、アメリカのパワーがその構築と維持の基盤であると反論した。換言すれば、[ネオ] レアリ

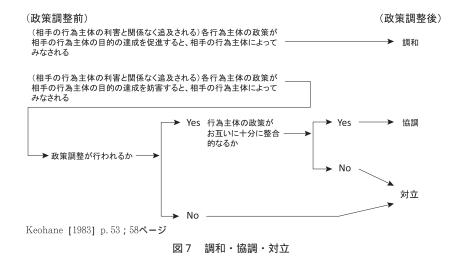
ストにとって、戦後初期のレジームはアメリカの*政治的覇権 political hegemony* の上に築かれていたのである。したがって [ネオ] レアリストもインスティテュショナリストもともに、戦後初期の発展をその理論を支持するものとして考えることができた」(Keohane [1984] pp. 8 9,7ページ [斜字体はコヘイン自身によるもの。下線および [] は筆者])¹⁸⁾。

この引用でまず目に付くのは、コヘインもギルピンと同様に、ネオリベラリストかネオレアリストかの違いを超えて、国際レジームに関するクラズナーの定義をほぼそのまま共通して引き継ぎ、それを「ルール・規範・原則・意思決定手続き」とし、国際的なルール・制度・取り決めとして捉えていることである。

第二に注目すべきは、戦後初期から1960年代までの国際レジームが、「狭義」の覇権安定論にとってはアメリカの覇権の上に築かれていたのに対して、「狭義」の国際レジーム論にとっては、「覇権的協調」の上に成り立っていたのである。そしてこのような認識の違いは、アメリカの覇権衰退後に、国際レジームも衰退したのか、あるいはアメリカの覇権の下に形成された国際レジームが各国の協調を育み、国際レジームを形成する条件がなくなった後でも、それは変容を受けつつも「非覇権的協調」として存続し続けるのかという覇権後の現状認識の違いにも連なってくる。そしてコヘインは、「覇権的協調」と「非覇権的協調」を「協調と対立」(Keohane [1984] ch. 4 7) の概念によって説明し、覇権後の諸々の国際レジームを描き出すのである。

コヘインによれば、図7に示されるように、「協調 cooperation」は、「対立 discord」や「調和 harmony」とも区別される。調和は、各行為主体の政策が自動的に他の行為主体の目的の達成を促進するとみられるような状態であり、いわば「見えざる手」の世界である。それに対して協調は、各行為主体の政策が相手の行為主体の目的を妨害するとみられるような状態の時に、各行為主体が相手の行為主体の選好と整合するように政策調整を行う場合である。したがって協調は、それぞれの行為主体の政策が現実的・潜在的に対立していると見なされるときに、その対立を克服する行為とみなされるのである。そしてコヘインは、「協調と対立」の双方を理解する概念として「諸々の国際レジーム」の有効性を指摘し、原則・規範・ルール・意思決定手続きとしての問題領域別のレジームの機能が行為主体(政府)間の「協調的取り決めの形成を促進すること」(Keohane [1984] pp. 62;69ページ)と要約するのである。そのうえでコヘインは、共通の利害関係が存在するときに協調が世界政治経済においてどのように組織されるのかを問い、その理論的根拠をゲーム理論の「一回限りの囚人のジレンマ」と「繰り返し囚人のジレンマ」、およびオルソンの「集合行為」論に求めるのである。

¹⁸⁾ より厳密には、Keohane は、石黒 [1998] によってインスティテュショナリスト = ネオリベラリスト内にネオリアリストの前提 (合理的な利己主義者である行為主体としての国家) を統合した「ネオリベラリズム統合」と評されている。



み (あるいは数回) 行われる場合には、各プレーヤーは相互に協調した方が利益を得られるにもかかわらず、双方が裏切りからいっそう大きな利益を得ようと試みるのである。だがコヘインは、「繰り返し囚人のジレンマ」が行われる場合には、長期的な相互処罰によって短期的な利益が損なわれるために、裏切りは利益にならないことを指摘する。つまりそこには、協調によって諸々の国際レジームを形成しようとするインセンティヴが働くのである。さらにコヘインは、オルソンの「集合行為論 (公共財論)」を引用することによって、「繰り返し囚人のジレンマ」論を補強する。オルソンによれば、大集団の場合には、その参加者が公共財の供給に貢献しないフリー・ライダーの問題を生むために、集団が形成されえない集合行為のジレンマの

問題を生み出す。だが、この場合でもコヘインによれば、二つの解決策が可能である。第一は、ある行為主体が国際公共財の全コストを払うが、そのコスト以上の便益を享受する覇権安定の場合である。第二は、お互いを監視する少数の行為主体間の寡占的調整であり、この場合には戦略的相互作用による協調の促進は、「繰り返し囚人のジレンマ」と類似の状況となる¹⁹。

周知のようにゲーム理論における「一回限りの囚人のジレンマ」によれば、ゲームが一回の

このようにして、アメリカのパワーを背景にした「覇権的協調」も主要諸国の相互監視による「ポスト覇権的協調」も可能であることを示したコヘインは、さらにレジームの機能主義理論に着目する。レジームは、一度形成されるとその原則・規範・ルール・手続きによって行為主体間の相互コミュニケーションを可能にし、このことは行為主体間の取引費用を削減し、情報の不確実性を低下させるという機能を果たす。それゆえ、レジームを形成するより維持する方が容易となり、アメリカの覇権の衰退は、協調の崩壊をもたらさなかったのである²⁰。

¹⁹⁾ Olson [1971] **の集合行為論については**,山本第3章参照。

²⁰⁾ このような Keohane の覇権後のレジームの存続の把握の仕方は、既に本稿で検討したように、それを「レジームの自律性」(Krasner [1983c] p. 359) として捉えた Krasner と重なるところがある。

以上のようにコヘインは、相互依存関係の中での「協調と対立」の概念を用いて、「覇権的協調」と「ポスト覇権的協調」の双方が可能であり、ポスト覇権的協調がどのように進展するかに関する理論的考察を行った後、戦後の代表的な国際レジームである貿易レジーム、国際通貨レジーム、石油レジームの歴史的分析に入る。その分析は、「戦後の覇権的協調」(Keohane [1984] ch. 8)、「覇権的レジームの不完全な衰退」(Keohane [1984] ch. 9)、「消費国の石油レジーム」(Keohane [1984] ch. 10)に分けて考察されるのである。その際、彼が強調するのは、上記三領域におけるアメリカの覇権を可能にした経済的資源の衰退の程度とレジーム存続との関連である。経済的資源に関して、コヘインは製造業の生産性(すぐ後の 補論 4 も参照)、資本・市場・原材料の支配の四つを指摘しているが、その中でも彼は特に「安定した国際通貨体制」「開放的な財市場の提供」「安定した価格での石油の入手」の三点を強調する(Keohane [1984] p. 139; 162ページ)。

そしてコヘインは、アメリカの覇権の衰退と三つの問題領域における国際レジームの関連を歴史的に分析する。コヘインによれば、国際通貨レジームや国際貿易レジームは、アメリカの覇権の衰退により重圧を受けつつも、その「多角的」原則は行為主体間の「協調」によって維持されているのである。ただ国際石油レジームのみが、アメリカの覇権の衰退によって引き起こされたのである。国際石油レジームは、IMF や GATT のような公的な国際レジームではなかったが、アメリカと主要な国際石油企業によって非公式の取り決めが結ばれたのである。そしてこのレジームの機能は、これら企業に高収益をもたらす一方、安定した中東石油の供給を西欧や日本に対して保証したのである。この石油レジームにおいては、アメリカの石油生産能力の低下とこの領域で支配的地位を求める新しい国家集団 (OPEC) によって既成の原則・ルールが崩壊したのである。したがってコヘインによれば、「狭義」の覇権安定論が覇権後を説明しうるのは、石油レジームのみなのであり、「狭義」の覇権安定論では他の二領域での「ポスト覇権的協調」を十分視野に収められないのである。

このように、「狭義」の国際レジーム論は、「狭義」の覇権安定論よりも、覇権後の国際秩序を描き出そうとする視点がより鮮明なのである。それに対してミストラルの場合は、キンドルバーガーとの対比の箇所で検討したように、むしろ「狭義」の国際レジーム論より、「狭義」の覇権安定論の立場に近い側面がある。ミストラルの覇権後の国際レジームに関する言及が希薄なのは、このことと関係していると思われる。したがって、コヘインの覇権後の国際秩序を問う視角をミストラルの国際レジーム概念に包摂することが求められているのである。

そこで次に、第二の問題領域である両者の国際レジーム認識の違いとミストラルのコヘイン 批判の検討に移ろう。繰り返し強調しているように、ミストラルの国際レジーム概念は、第一 の側面としての国際レジーム = 国際分業地図と第二の側面としての国際レジーム = 国際レギュ ラシオン(構造)諸形態の適合からなっており、国際レジームの第一側面と第二側面は、レギュラシオン学派における成長レジームとレギュラシオン様式の関係と同様に、それぞれ単独で 存在するものではない。本稿冒頭で引用したミストラルのアメリカ国際レジーム学派に関する言及は、覇権国の成長レジーム [発展レジーム] とその不均等な国際的波及である国際分業地図の重要性をよく示しており、単に規範や制度を国際レジームとして捉えているわけではない。というのも、ミストラルにあっては、国際「構造 [レギュラシオン] 諸形態」(Mistral [1986b] p. 254; 208ページ) は、断片化傾向を有する国民的諸軌道の分岐に統合化をもたらすものとして国際分業地図と結び付けて捉えられていたからである。それを踏まえた上で、ミストラルのコヘイン批判をみれば、コヘインは、覇権の基礎となるアメリカの経済的資源に関心が払われているとはいえ、それら資源によって形成される国際分業の構図とは無関係に、主としてレジームを制度面の視点からとらえ、レジームを問題領域別の諸々のレジームの「局所的組み合わせ」として理解しているのである²¹⁾。

以上のように第二点の地平において検討されたことは、ミストラルと「広義」のアメリカ国際レジーム学派との交差と両者の相違に関してあった。

両者ともに、世界経済の安定の条件を原則・規範・ルール・意志決定手続きのセットとしての国際レジームに求めていることは共通していた。だが共通点は、ここまでであった。ミストラルの場合には、この制度面での国際レジーム = 国際「構造 [レギュラシオン] 諸形態」は、覇権国の成長レジーム [発展レジーム] やその国際的に不均等な波及によって形成される主要先進国の成長レジーム [発展レジーム] とそれらの相互補完が織りなす国際分業地図とセットになって理解されるべきものだからである。というのも、覇権国の生産・消費規範への適合能力には各国ごとに相違があり、この適合能力の差が国民的諸軌道の分岐 = マクロ経済的差異化をもたらし、世界経済空間を断片化させる傾向を持つからである。そしてこの各国のマクロ経済的差異化を許容可能な多様性の範囲のとどめ、世界経済空間の統合化の作用を果たすのが、国際「構造 [レギュラシオン] 諸形態」であるからである (Mistral [1986b] pp. 188 9; 196 7ページ)。またそのことと関連して、彼にあっては、成長レジームの外延的成長レジームから内包的成長レジームへの移行とそれに適合的な国際レギュラシオン諸形態が、覇権国の移行と国際レジームの歴史的変遷に結び付けて捉えられなければならなかったからである。それゆえミストラルの場合には、国際レジーム概念は、単数形の「国際レジーム」として概念把握さ

²¹⁾ このようなレジーム概念の法律・制度面への傾斜は、福祉資本主義の三類型を提起したことで有名な Esping Andersen にも垣間見られる。なぜなら彼は、次のように述べているからである。「福祉 国家レジーム というのは、ある意味で、この本の要となる概念である。…… レジーム について 語ることは、国家と経済との間には法的及び組織的な特徴が体系的に張り巡らされているというという事実を指し示すことに他ならないからである」(Esping Andersen [1990] p.2; 2ページ)。そしてこの制度面での福祉レジームという用語が、新聞等で日常語として用いられていることに鑑みれば、また前稿注13で見たように「自然の基本構造」を示すものとしてレジームが日常語になっていることを想起すれば、レジーム概念が二側面を有していることは、日常語においても例示されているのである。

れねばならないものとしてあったのである。

それに対して、「広義」のアメリカ国際レジーム学派は、「狭義」の覇権安定論にせよ、「狭 義」の国際レジーム論にせよ,いま見た成長レジーム「発展レジーム」や国際分業地図との接 合が希薄な基盤の上に国際レジーム概念が構成されている。したがって,アメリカ国際レジー ム学派にとっては、国際レジームは、制度面での「特定の問題領域」別に形成される複数形の 「諸々の国際レジーム」として理解されているのである。にもかかわらず他方では,アメリカ 国際レジーム学派においては、覇権後の国際レジームが覇権国の「慈悲深い覇権国」から「略 奪する覇権国」への変容によって不安定化するのか(「狭義」の覇権安定論),「協調と対立」 に基づくポスト覇権的協調によって国際レジームが存続するのか(「狭義」の国際レジーム論) の違いはあるにせよ,覇権後の世界経済秩序を考察しようとする問題意識が鮮明である。それ に対してミストラルは,覇権後の世界経済空間の様態については,考察の重要性を指摘するの みで、「国際ノン・レジーム」としてほぼ言及の対象外に放置していた。だが、アメリカの相 対的パワーの低下による覇権の衰退は,戦間期のようなアナーキー状態に復帰したわけではな い逕。覇権後の国際レジームは,国際分業地図の側面に関しても,国民的諸軌道の分岐を強め ながらも、各国間の相互補完性を持続させている。また、国際レギュラシオン諸形態に関して も,国際ネットワークは一層整備され,多国籍企業活動も活発化し,「国際経済諸関係の制度 化」としての IMF はアメリカ覇権期の「通貨の番人」からは変容しつつも存続し,GATT も WTO へと移行している。つまり,ミストラルの言う世界経済空間の「統合化と断片化の弁証 法」は、アメリカの覇権期と異なった姿で存続している。

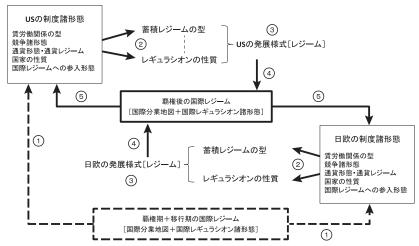
したがって第二の地平において重要なことは、ミストラルのように覇権後を単に「国際ノン・レジーム」とするのではなく、彼の国際レジーム概念に基づいて覇権後の国際レジームの存続を、「略奪する覇権国」か、それとも「非覇権的協調」として捉えるかはさておき、概念把握しうる視点に包摂することである。そのため我々は、試論的に覇権後の国際レジーム把握の基本線を補論3 として素描してみたい。

補論3 覇権後の国際レジームの試論的構成図

そのための前提として、第一にミストラルがアメリカ覇権期の国際レジームをどのように把握していたかを、繰り返しになるが簡単に振り返っておこう。またボワイエの原図を参考にするため、彼の制度諸形態の階層性の概念を概観しよう。そしてこの両者のベクトルの合流として、覇権後の国際レジーム把握の基礎視座を垣間見ることにする。

ミストラルは、アメリカの覇権期の国際レジームを覇権国において経験された「生産面での 規範と消費様式によって構造化された蓄積の新しい流れの複数の国民的空間への波及」(Mistral

²²⁾ このことは、前稿注20において既に見た Chvagneux [2004] の問提起にもつながっている。



Boyer [1987] AnnexeII; 248ページの基本図を参考に筆者作成

図8 覇権後の国際レジームの試論的構成図

[1982a] p. 214; 34ページ) として捉えていた。そしてこの時期に既に、覇権国の発展様式 [レジーム] への適応過程の相違において、各国の国民的諸軌道の分岐のルーツが生まれていることを指摘していた。

他方ボワイエは、制度諸形態の階層性を次のように捉えていた。「ある制度形態の変化が他の制度形態の変容をもたらすとき、このある制度形態は、他の制度形態に対して、その配置構造 configuration と論理において階層的に優位であるといわれるであろう」(Boyer [1999] p. 35)。そして彼は、フォーディズム期には労使関係が他の制度諸形態の配置構造に構造的諸制約を課していたのに対して、グローバリゼーション期には、五つの制度諸形態のうち、各国の「国際経済への参入」が階層的に優位に立ち、他の制度諸形態の総体に大きな影響を及ぼすとみていたのである。

そこで、覇権期に形成された国際レジームがアフター・フォーディズム期 = グローバリゼーションへの移行期に変容を遂げつつ、他の制度諸形態に対して優位に立ちつつあるとしよう。 そして、この新たな国際レジームへの各国の適応過程が、国民的諸軌道の一層の分岐をもたらし、各国の制度諸形態に影響を与えるものとして図8を考えてみよう。

そして例えば、アマーブル (Amable [2003])、藤本 [2007] [2012] や 新宅/天野編 [2009] のテクノロジー特性に注目してみよう。そして前々稿でも検討したように、ミストラルの「累積優位」(Mistral [1986b] p. 179; 187ページ) 概念を想いおこせば、経路依存性によってアメリカは、「構想力のアメリカ:知識集約的なモジュラー製品」と言われるようなモジュラー型アーキテクチャに適合的な制度諸形態を持っている。そして日欧は、「統合力の日本:オペレーション重視の擦り合わせ製品」、「表現力の欧州:ブランド重視の擦り合わせ製品」と表現されるように、インテグラル型アーキテクチャへの適合を図り、国民的諸軌道のさらな

る分岐がもたらされたのである。さらに、韓国は、「集中力の韓国:資本集約的なモジュラー製品」、中国は、「動員力の中国:労働集約的なモジュラー製品」に適合的な制度諸形態をもつものとして付け加えることも可能であるが (藤本 [2007] 第4部第1章)、図では煩瑣になるので省略する。

アフター・フォーディズム期=グローバリゼーションへの移行期の国際レジームの国際競争 圧力から影響を受けつつ、アメリカの制度諸形態は、この競争圧力に対応しようとする(図中 の)。そしてこの競争圧力に対応するアメリカの制度諸形態は、それらに適合的な蓄積レジ ームの型とレギュラシオン様式を生み(図中の),両者の結合体として発展様式[レジーム] が生み出される (図中の)。そのプロセスは、日欧においても同様である。そしてこれら発 展様式 [レジーム] 間にはむしろ国民的諸軌道の分岐があるがゆえに,各国の「累積優位」に 基づく「相互補完関係に基礎づけられた経済諸空間の構図」(Mistral [1986b] p. 172 ; 179ペ ージ)が形成され,またこの構図に適合的な国際レギュラシオン諸形態が,主要国の協調と対 立の中から生み出される (図中の)。そして, このようにして形成された覇権後のグローバ リゼーション期における国際レジームが,各国の制度諸形態にフィードバックする(図中の)。 ミストラルは覇権後を国際ノン・レジームとした。だが以上のようにアメリカ国際レジーム 学派の覇権後の世界経済の安定性の条件を問う視点をも包摂すれば,「制度諸形態」,「成長 (蓄積) レジーム」,「レギュラシオン様式」,「発展様式 [レジーム]」といったレギュラシオン 学派の基礎概念を用いながら,そしてそれら基礎概念を前稿ですでに検討したように国際領域 に移植することによって、覇権後の国際レジームをその二側面をも含めて再構築することが可 能であると思われるのである。

補論 4 覇権後のアメリカとミストラルの覇権の四条件

ここでは、ミストラルの国民的諸軌道の分岐やアメリカ国際レジーム学派の覇権後の世界経済の安定性の議論ともかかわるので、前々稿で見たミストラルの覇権の四条件について簡単に見てみよう (Mistral [1986b] pp. 190 7; 197 204ページ)。

彼によれば、その第一の条件は、覇権国が技術面でのリードを保ち、生産面・消費面での規範に先行性があることであった。だが、アフター・フォーディズム期のアメリカの技術的優位は、補論3 でも見たように、IT、金融商品のようなモジュラー型アーキテクチャに限られる。したがって、この時期のアメリカのサービスを含む生産面での規範の優位は限定され、ミストラル/ビヨドが述べていたようなフォーディズム期のような先行性は持てていない。また消費規範に関しても、アメリカの先行性は限定されている。というのも、「ニュー・エコノミー」期のアメリカの「マネー集中一括管理システム」²³⁾ にも支えられた「資産形成成長レジー

²³⁾ この点の詳細は、水野 [2007] 第 章参照。

ム」(Aglietta [1998] [1999]), あるいは「金融主導型成長レジーム」(Boyer [2000])²⁰ による家計消費の拡大は、リーマンショックによるその終焉が見られるからである。また、ニュー・エコノミー期のアメリカの消費規範すら、覇権期のアメリカのフォーディズム的消費規範(生産性の上昇にリンクする賃金上昇に基づく購買力の上昇)のような国際的な波及力を持たず、したがって現在のアメリカは、ミストラルの言う覇権の第一条件を満たしているとは言いがたく、むしろ生産規範・消費規範における国民的諸軌道の分岐を促していると思われる。

次に相互に関連する他の三条件を検討しよう。これら諸条件のうち、第四の条件としては、国際通貨組織が通貨不足や過剰流動性を生まないことが挙げられている。だが、この点については、戦後の国際流動性を供給したのは IMF 等のような国際通貨組織ではなく、戦争直後のドル不足期にはマーシャル・プランであり、過剰流動性はアメリカのその後の国際収支赤字構造によってもたらされたとする有力な説もあり (Vs. 国際機関による「国際贈与経済」Ominami [1986] ch.5)、その対質は本稿の検討範囲を超えるので、ここではミストラルの第四の条件を検討の枠外に置く25)。

覇権の第二条件は、各国経済が構造的な国際収支の赤字や黒字を生みださないように、国際レギュラシオン諸形態の中に制約として働く調節原理を組み込むことであった。だがこの点も変動相場制への移行と国際資本移動の自由化、ユーロ市場の発達により各国の国際収支赤字のファイナンスが容易になり、インバランスは拡大した。そしてなによりも、アメリカ自身が世界最大の経常収支の赤字国であり、巨額の資本流入を必要としている²⁶¹。しかしながら他方では、この資本流入は、グローバル・インバランスを伴いながらもアメリカの超過需要をファイナンスし、補論5 でも見るように、日本・アジアの過剰供給圧力を吸収し、グローバルなレベルで需給を均衡させている側面を持つ。したがって、覇権の第二条件が示すことは、アメリカが覇権後の世界経済に安定をもたらしているとは言い難いものの、「略奪する覇権国」として自国の過剰消費需要を満たすパワーを持ち、国境を超えた需給対応に対して一定の役割を果たしているというアンビヴァレンスなのである。

ミストラルによれば、覇権の第三の条件は国際資本移動が各国の国際レジームへの参入に貢献することであった。確かに、自由な資本の国際移動は、一方では、一部途上国の工業化を促進し、国際レジームへの「選別的再統合」(Ominami [1986] p. 162; 235ページ) に貢献した

²⁴⁾ Aglietta **の的確な紹介に関**しては、安孫子 [2012] 付論、山田 [2008] 第5章参照。また Boyer についても山田 [2008] 第5章参照。

²⁵⁾ この点に関しては、国際流動性を「キーカレンシー・システム」から説明した米倉 [2008] 第3章 参昭

²⁶⁾ 松村 [1985] [1989] [1993] は,1970・80年代のアメリカの国際収支構造を国際金融ネットワーク と結び付けて丹念に解明している。また宮崎 [1986] [1988] は,主として1980年代に焦点を当て,世界資金構造の視点から債務国アメリカの問題を考察している。

側面を否定しがたい²⁷⁾。だが、この自由な資本の国際移動は、他方では、1980年代にはラテンアメリカの「経常収支危機」による累積債務危機を引き起こす要因になったのみならず、90年代にはアジアの「資本収支危機」によるアジア通貨危機をも惹起したのである^{28), 29), 30)}。それゆえ、この第三条件も、覇権後にはアンビヴァレンスな性格を有していると言えるであろう。

また、今見たミストラルの覇権の四条件とも重なるので、キンドルバーガー(Kindleberger [1973])によって指摘された覇権の三条件と覇権後のアメリカとの関連についても簡単に見てみたい。既にミストラルとキンドルバーガーの対比の箇所でも述べたように、キンドルバーガーによれば、世界経済を安定させる国は、(1)「開放された市場」、(2)「景気調整的な長期貸付」、(3)「恐慌の際の手形割引(国際決済システム)」において責任を果たさなければならない。だが、(2)の条件に関しては、アメリカを中心とする日欧の銀行による短期のドル建て銀行融資がアジア通貨危機を引き起こしたことを勘案すれば、アメリカを中心とした融資はプロシクリカルな性格をも併せ持つ。したがって、ミストラルの覇権の第三条件でも見たように、(2)の条件に関しては、覇権後のアメリカは、アンビヴァレンスな性格を示している。(3)の条件については、例えばサブプライムローン問題に端を発した国際金融危機の際に、FRBがECBとの間で通貨スワップを行うことによってドル資金を供給したように、いわば「非覇権的協調」によって、覇権後のアメリカは、国際決済システムの維持に一定の責任を果

²⁷⁾ Ominami [1986] ch. 5 によれば、「再」統合であるのは、パクス・ブリタニカ期には、途上国・植民地が南北間の農工間垂直分業に組み込まれ、従属的統合であるとはいえ、重要な役割を果たしていたからである。それに対してパクス・アメリカーナ期には、先進国間工業製品貿易が主役であり、南北間の農工間垂直分業は、継続していたとはいえ、国際貿易の脇役になり、途上国は、相対的な「国際的疎外状況」におかれていたのである。そして、パクス・アメリカーナの解体・再編期には、選別的であるとはいえ、工業化に成功した途上国が「再び」工業製品中心の国際分業へと統合されるのである。

²⁸⁾ 関根 / 木村 / 大畠 / 小西 [2000] 第10章は、国際資本移動の特徴を、70年代のオイル・マネー、80年代のジャパン・マネー、90年代以降のアメリカン・マネーとして整理している。

²⁹⁾ 途上国の「経常収支危機」と「資本収支危機」の相違については、吉富 [1998] 第5章, [2003] 第1章を参照。また同書は、資本収支危機が、国内金融の自由化と(特に短期)国際資本移動の自由化を背景にして、ダブル・ミスマッチ(短期借り・長期貸しによる「満期上のミスマッチ」、外貨建て借り・自国通貨への交換と国内投資による「通貨上のミスマッチ」)を引き起こしたことに求めている。

³⁰⁾ なお吉富 [1998] 第5章は、通貨危機を「総合国際収支」概念(経常収支+資本収支)によって説明している。なぜなら、「国際収支統計 (IMF 国際収支マニュアル第5版ベース)」によれば、国際収支 = 経常収支+資本収支+外貨準備増減(+誤差脱漏) = 0の関係式が成立するからである。したがって、通常、語られる国際収支の黒字あるいは赤字は、この総合国際収支尻のことを示しているのである。それゆえ、経常収支と資本収支の関係は、外貨準備増減に影響を及ぼし、通貨の安定あるいは通貨危機につながるのである。ちなみに主要国は、現在、「国際収支統計(IMF 国際収支マニュアル第6版ベース)」に移行中であるが、各国の国際収支項目ごとのアーカイヴとしての遡及計数の整備状況には、ばらつきがある(URL: http://www.mof.go.jp および関連リンク)。

たしている³¹⁾。だが他方、住宅バブル・サブプライムローン問題を招いたのが、先に見た「マネー集中一括管理システム」であったことを考え合わせれば、覇権後のアメリカは、ここでも「略奪する覇権国」としての側面を併せ持つのである。(1) の条件に関しては、覇権期・覇権後のアメリカの世界総輸出入において果たす役割を検討するため、 補論 5 に回したい。

補論 5 覇権期・覇権後のアメリカの「開放された市場」について UNCTAD 一次資料に基づいて

ここではアメリカ市場が開放されているか否かを、アメリカの世界総輸出入に占めるシェア の推移と両シェアの比較から垣間見、あわせてアメリカ貿易構造の覇権期と覇権後の変遷を辿 りたい。そして,世界総輸出=世界総輸入であるから,アメリカの両シェアの比較は,グロー バル・インバランスの程度を示す指標ともなる。もちろん、アメリカの対外経済政策は、大戦 直後のマーシャル・プランによるヨーロッパへの財政支援とアメリカからの輸出品目への差別 を容認する「慈悲深い覇権国」から,1980年代には多角的貿易政策からマルチ・トラック政策 に転換する「略奪する覇権国」へと変容しており (Gilpin [1987] pp. 72 80; 72 81ページ), 市場の開放度は政策にも左右されるので、これら数値だけからは市場の開放性は判断しきれな い。したがって,これらの指標はアメリカ市場の開放性を示すひとつの参考資料にとどまる♡♡。 基準年としては,先進国の高度成長が軌道に乗り始めた1955年,高度成長末期の1970年 (Marglin / Schor [1990] ch. 2), 覇権後のグローバリゼーション下の2000年を選んだ。1955 年から1970年までは,アメリカの覇権期(「未成熟債権国」段階),それ以降は覇権後(「成熟 債権国」段階から「債権取崩し国」段階を経て債務国へ移行) に相当する (宮崎 [1986] 第3 章)。第一次産品,工業製品の区別は,UN [1981] [1994] の「SITC 標準国際商品分類」に依 拠した。第一次産品:SITC (0 + 1 + 2 + 3 + 4 + 68), 工業製品:SITC (5 + 6 + 7 + 8 -68)。また,第9類の「特殊取扱品」については省略した。そして特化係数(全商品の場合に は競争力係数) に関しては、バラッサ (Balassa [1966]) およびアメリカ商務省 (US Department of Commerce [1985]) の指標を用いた。特化 (競争力) 係数 Cik = (Xik - Mik)/ (Xik+Mik), X は輸出, M は輸入, i は i 商品, k は貿易相手国。 - 1.00 Cik - 0.34:輸 入特化型垂直分業, - 0.33 Cik 0.33:赤字基調,あるいは黒字基調の水平分業, 0.34 Cik 1.00:輸出特化型垂直分業。以下の数値は, UNCTAD [2010] のマトリクス形式による一 次資料から筆者が作成した330。

³¹⁾ この間の事情については、米倉 [2008] 第8章参照。

³²⁾ ここでの展開とは重点の置き方が異なるが、各国によるドル外貨準備と為替相場の関係を軸にグローバル・インバランスを歴史的に考察した著作として Eichengreen [2007] 参照。

³³⁾ この商品分類では、いかにも粗いので、別稿において、SITC -桁に基づいた日米欧やアジア(なお、UNCTAD [2010] 統計では、アジアは、日本を除く東アジア+東南アジア+南アジア) の貿易

まずアメリカの世界の総輸入に占めるシェアを見ると、第一次産品と工業製品を合わせた全商品においては、12.2% 12.5% 18.8%と推移している。そして競争力係数は、0.15 0.04 - 0.24へ低下している。全商品貿易に占めるアメリカ市場のシェアの推移が示すことは、覇権期の1割超から覇権後の2割弱に急上昇していることである。他方、輸出シェアは、16.5% 13.7% 11.5%と、一貫して減少し続けている。輸出シェアの低下は、覇権期に著しいが、このことは、日欧の高度成長によるキャッチ・アップを反映しており、アメリカの発展レジームが国際的に波及したことを示している。また輸出入シェアの比較や競争力係数が示すことも、同様の理由により、覇権期にアメリカは競争力係数を低下させているが、覇権期の貿易収支は黒字を維持している。だが覇権後には、世界輸入におけるアメリカのシェアが、輸出シェアを大きく上回り、国境を越えた超過需要が生み出されているとともに、競争力係数の低下が著しく、貿易収支も大幅赤字となっている。

また、工業製品に限定すると、上で見た傾向は、一層顕著であり、この傾向は工業製品貿易が反映されていると見なされるので、この点について少し詳しく見てみたい。世界総輸入に占めるアメリカの輸入シェアは、この間、7.5% 12.9% 19.5%と推移し、特に覇権後の輸入シェアの上昇が際立っている。他方、輸出シェアは、22.6% 15.0% 12.0%と推移し、むしろ覇権期の低下が際立つが、これは上で述べたアメリカの発展レジームの日欧への波及を反映している。工業製品特化係数は、対世界貿易に関しては、0.50 0.07 - 0.21となり、覇権期には、輸出特化型の垂直分業から均衡に近い水平分業へと移行し、覇権後には赤字基調の強い水平分業へ転落している。

しかしながら、この間のアメリカの貿易構造に変化をもたらした要因は、地域別に大きく異なっているので、その点に関して考察したい。アメリカの覇権の確立期の1955年には、輸入の太宗は対先進国で90.9%を占めている。そのうちでも中心は対ヨーロッパであり、対ヨーロッパ地域別輸入構成比は46.0%に達している。そして、対ヨーロッパ特化係数は、先にも述べたようにアメリカの対欧輸出品目の差別容認も反映して、0.02とほぼ均衡している。覇権末期の1970年においても、アメリカの地域別輸入の太宗が対先進国輸入88.1%であることに変化はない。そして対ヨーロッパ地域別輸入構成が36.9%と依然として最大であるが、その比重は低下し、特化係数に関しては - 0.02と、ほぼ均衡基調の水平分業が継続している。そしてこの間、対日地域別輸入構成比は、10.7%から23.3%へと飛躍し、対ヨーロッパ輸入に続くようになる。だが、対ヨーロッパ貿易と異なり、特化係数は - 0.50と輸入特化型垂直分業を示している。ちなみに当時、対アジア地域別輸入構成比は、8.8%に過ぎず、工業製品貿易は、ほぼ均衡基調

構造の比較と変遷を,(商品別分類と地域別分類はともに,それでも非常に粗いのであるが)アメリカ覇権期と覇権後において,検討したい。そのことは,レギュラシオン学派の国際分業の構図把握の原理的的確さ (当時は萌芽形態に過ぎなかった構図の現在に至る歴史的射程をも含めたアクチュアリティ)を実証することにつながるであろう。

の水平分業である。それに対して2000年になると、対先進国輸入56.5%と対途上国輸入42.9%が拮抗するようになる。わけても対アジア地域別輸入構成比が25.8%と最大になり、しかも対アジア特化係数も - 0.37と弱いながらも輸入特化型の垂直分業の様相さえ呈している。次いでシェアを大きく落とした対ヨーロッパ地域別輸入構成21.5%が続くが、貿易収支は赤字であるとはいえ、特化係数は - 0.16と赤字基調の水平分業にとどまっている。また対日輸入構成比15.4%も大幅に低下しているが、特化係数は - 0.52と依然として輸入特化型の垂直分業が継続している。

他方,地域別工業製品輸出に関しては,覇権確立期には,輸出先は対先進国56.0%と対途上 国44.5%が拮抗している。先進国の中では対カナダ輸出30.7%と途上国の中では対ラテンアメ リカ31.3%が傑出しており,「地理的近接性」(次稿で検討する「国際成長レジーム」概念にと って重要な意味を持つ。Mazier / Basle / Vidal [1993a] pp. 12 3) が明瞭である。また工業 製品特化係数は,覇権確立期には,対先進国で0.20と黒字基調の水平分業であり,途上国に対 しては、0.88と輸出特化型垂直分業をとっている。だが覇権末期の1970年になると、工業製品 の輸出先としての先進国の比重が67.7%へと上昇する。また対カナダの比重24.7%は依然とし て高いものの,ヨーロッパの輸出先としての比重30.7%が最大となる。そして途上国は,販路 としての地位を29.4%に低下させるが、途上国の中では比重が低下したとはいえ、対ラテンア メリカ17.3%の比重が相対的に高い。ちなみに、覇権期のアメリカの部門別輸出入構成比の変 化をも参考にすれば、対世界部門別輸出構成比は1955年には61.8%、同輸入構成比は27.9%で、 典型的な工業製品輸出/第一次産品輸入の構造を有していた。また第一次産品の地域別輸入相 手は、途上国中心64.5%で、しかも特化係数も、 - 0.63と輸入特化型垂直分業を示している。 また途上国の中では,ラテンアメリカからの輸入が44.6%と突出しており,ここでも地理的近 接性が鮮明である。この工業製品部門別輸出入構成比は,覇権末期の1970年になると,対世界 貿易では輸出で66.7%,輸入で62.7%ととなり,覇権期には工業製品の輸出入がアメリカ貿易 の中心へと移行したことが顕著となる。また先にもみたように、輸出相手先としても、輸入相 手先としても,対先進国貿易が中心であり,覇権期には典型的な対先進国工業製品の水平分業 の役割が高まっている。ちなみに,一次産品地域別輸入構成に占める途上国の比重は,64.5% から51.6%へと低下しているが、特化係数は - 0.63 - 0.37で、程度は緩和したとはいえ、輸 入特化型垂直分業の継続を示している。したがって,アメリカ覇権期には,アメリカ貿易に占 める途上国の役割は、工業製品の輸出先としても、第一次産品の輸入先として役割も低下して いるが,脇役になったとはいえ,途上国との間では,依然として南北間の農工間垂直分業が継 続している。したがって覇権期のアメリカ貿易構造の推移が示しているのは,その中心が農工 間垂直分業から先進国間工業製品水平分業へと移行し、工業製品の輸出先としても、第一次産 品の輸入先しても、アメリカ貿易に占める途上国の役が低下しているということなのである。 そして脇役となった南北間貿易に関しては,農工間垂直分業が継続しているということなので

ある。

ところが覇権後の工業製品貿易は、一転して、輸入先としても、輸出先としても、一部途上国の役割の上昇が顕著である。2000年には、輸入に関しては、先にも述べたように、途上国の役割の上昇42.9%が顕著であり、とりわけアジア25.8%が注目に値する。また、ラテンアメリカも16.2%で、引き続き、地理的近接性の重要性が鮮明である。また、輸出相手先としての途上国の役割は、42.3%へと上昇し、依然としてラテンアメリカ21.7%の役割が重要である。そして、アジアの販路としての役割17.8%の上昇が目を引くが、輸出入ギャップは大きい。また、そうしたことを反映し、分業構造は、対アジアで特化係数が - 0.37と輸入特化型垂直分業の様相すら呈し、対ラテンアメリカでは - 0.06と弱いものの赤字基調の水平分業を示している。

以上、アメリカの市場としての役割を中心に、覇権期と覇権後のアメリカ貿易構造の変化を 辿ってきた。ちなみに,世界最大の貿易地域であるヨーロッパは,全商品についてみると世界 輸出入に占めるシェアがこの間40%前後を占めているが、その70%近くが域内輸出入であり、 また域外に対する貿易収支が均衡している³⁴⁾。したがって,このことを考慮すれば,キンドル バーガーを始め、「広義」のアメリカ国際レジーム学派の言う覇権の一つの条件であるアメリ カの「開放された市場」としての役割は、覇権期には先進国からの輸入市場として、覇権後に はグローバル・インバランスという不安定さを伴いつつも日・アジアからの輸入市場として果 たしてきたと言えるであろう。また、地理的近接性を持つカナダやラテンアメリカから見た第 一次産品輸出市場としてのアメリカ市場の役割は,一貫して高い位置を保っている。カナダ側 から見れば、第一次産品の対アメリカ地域別輸出国構成比は、54.9% 50.2% 78.7%と、む しろ覇権後にアメリカ市場への依存を一層強めている。またラテンアメリカに関しても、その 比率は40.1% 32.5% 41.5%へと高い比率で推移している。そして日本やアジアの側から見 れば、アメリカの工業製品輸出市場としての役割は、日本で対米地域別輸出構成比は、20.3% 31.8% 30.5%とアメリカ市場の役割が覇権期に上昇し、覇権後も高い位置を占め続けてい る。また,アジアにとってもアメリカの工業製品輸出市場としての役割は,17.5% 29.5% 23.3%へと推移し、アジアの部門別輸出入構成比が覇権後に工業製品中心の輸出入に移行して きたことを鑑みれば、覇権後の工業製品輸出先としてのアメリカ市場の重要性は、高まってい る⁵⁵⁰。 したがって、これらの指標が示すことは、アメリカが財市場における経済的資源に基づ

³⁴⁾ 近年のユーロ圏域内のリージョナル・インバランスとギリシャ問題を、ユーロ存続の可否と合わせて検討した著作として、田中 [2010] 第 章参照。

³⁵⁾ 参考までにアジアの工業製品部門別輸出入構成比について見ると、1955年おいては、同輸出構成比: 17.2%、同輸入構成比56.3%で、途上国に特徴的な典型的な第一次産品輸出/工業製品輸入を示している。1970年では、同輸出構成比: 43.9%、同輸入構成比: 69.7%で、工業製品中心の輸出入に近づく(OECD [1979])。2000年になると、同輸出構成比: 77.8%、同輸入構成比73.8%ととなり、工業製品の内訳を問わなければ、ほぼ先進国と同様の工業製品中心の貿易構造を持つようになる。なお、先進国についても同輸出入構成比をみれば、1950年に、同輸出構成比: 59.5%、同輸入構成比: 37.4

いて、いまだ「略奪する覇権国」としてのパワーを果たしうる能力を持つことであり、また対立を孕みながらも相互依存の増大によって「非覇権的協調」をも推進せざるを得ないアンビヴァレンスな性格を有していることなのである。

いずれにせよ、貿易面から垣間見ただけでも、覇権後の「国際分業地図」の変容は著しい。 レギュラシオン学派の国際レジーム概念は、この変容を主要諸国間の発展様式 [レジーム] 間 の「累積優位」に基づく相互補完関係として、貿易面だけではなく、直接投資・国際通貨金融 面からも総合的に捉える必要性に迫られている。また、それに適合的な「民間主体の行動を方 向付け、諸国家間の競争的対立と敵対を緩和する」(Mistral [1986b] p. 181; 188ページ) 国 際レギュラシオン諸形態理解が、「略奪する覇権国」と「非覇権的協調」というアンビヴァレ ンスを射程に収めながら、模索される必要性があると思われる。

まとめに代えて

本稿は、まず、ミストラルの含蓄が深いとはいえ、難解な国際レジーム概念を彼の論理展開に沿って再構成した。その再構成によって浮き彫りになったことは、彼の国際レジーム概念が第一の側面である国際分業地図と第二の側面である国際レギュラシオン (構造) 諸形態の適合からなっていることである。そしてこの二側面は、世界経済空間の「統合化と断片化の弁証法」を捉える理論装置として提起されたものであった。

次に、そのことを踏まえて本稿が検討したのは、ミストラルの国際レジーム概念の特徴とそれが切り開いた以下の二点にわたる地平であった。

その第一の地平において解明されたことは、ミストラルの国際レジーム概念の二側面が、レギュラシオン学派の基礎範疇である「成長レジーム」と「レギュラシオン様式」の国際領域への移植からなっていたことであった。そして両者の結合体としての「発展様式 [レジーム]」は、国際領域では、「国際レジーム」として概念把握されていた。またそこで、あわせて明らかになったことは、「資本主義の多様性」(Boyer [1999] p. 28, p. 46。[2004] p. 89; 118 9ページ)としてレギュラシオン学派の今日的課題として検討の俎上に上っている問題圏が、ミストラルによってアメリカ覇権期においても既に「国民的諸軌道の分岐」として先駆的に指摘されていたことであった。

第二点の地平において検討されたことは、「広義」にはヴィダルによって「アメリカ国際レジーム学派」(Vidal [2002] pp. 171 3) と命名されたアメリカ国際政治経済学 IPE における

%で、農工間垂直分業の色彩を残している。1970年には、同輸出構成比:66.7%、同輸入構成比:58.9%となり、工業製品中心の輸出入へと移行する。2000年では、先進国の工業製品部門別輸出入構成比は、同輸出構成比:80.0%、同輸入構成比:74.7%となり、アメリカ覇権期に世界貿易の中心に移行した工業製品中心の輸出入の傾向を、覇権後も引き継ぐとともに、強めてさえいるのである。

二大潮流である「狭義」の覇権安定論と「狭義」の国際レジーム論をミストラルとの対比において、その交差と相違点を解明することであった。そしてそこで明らかになったことは、アメリカ国際レジーム学派もミストラルも政治と経済の相互作用を、したがって経済における制度的側面を重視するという交差面があることであった。にもかかわらず、アメリカ国際レジーム学派にはミストラルと異なって、覇権国の発展様式 [レジーム] とその国際的波及の様態(国際分業地図の形成)を問う視点が希薄であるという相違点も浮き彫りにされた。つまりミストラルにあっては、アメリカ国際レジーム学派の「諸々の国際レジーム」は、国民的諸軌道の分岐 = 世界経済空間の断片化傾向を許容可能な多様性へと回路づけ、国際分業地図に(「参入の論理」に従う限りでは)統一化をもたらす国際レギュラシオン諸形態へと読み替えられていたのである。

以上を踏まえて、次号以下では、「レギュラシオン学派における 国際レジーム 概念の展開 マジエ / バレ / ヴィダルの所説を中心に --- 」と題して、レギュラシオン学派の国際レジーム概念認識の深化過程を考察する。

それは第一に、いま話題の970ページを有するピケティ (Piketty [2013]) には及ばないものの、それでも591ページのマジエノバレノヴィダルの大部の著作においては (Mazier/ Basle / Vidal [1993a])、国際レジーム概念を示す用語が彫琢され、レギュラシオン学派の基礎範疇との関連が明確になり、その基礎範疇の国際領域への移植がより鮮明になっているからである。第二に、同著は、リピエッツ (Lipietz [1985] [1986a] [1986b]) やオミナミ (Ominami [1986]、Madeuf/Ominami [1983]、Madeuf/Michlet/Ominami [1984]) によるパクス・ブリタニカ期やパクス・アメリカーナ期の国際分業の構図把握を踏まえて展開されているため、ミストラルのやや抽象的な国際レジーム概念がより歴史的にも具体的に分析されているからである。したがってその際、あわせて必要な限り、リピエッツやオミナミにも言及したい。

参考文献

参考文献に関しては、奥村 [2013] (『立教経済学研究』第67巻第2号)を基本的には暫定的に参照。暫定的というのは、前々稿の執筆段階では、利用予定であった参考文献が一部、その後の執筆過程では使用されなかったり、あるいは逆に参考文献でカバーされていない文献が一部、使用されたからである。したがって、より整備された参考文献は、関連する次号の参考文献を参照。